

午前10時00分開会

◎議長挨拶及び諸般の報告

○議長（永井一行君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和7年第4回昭和村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早速ご参集賜り、厚く御礼申し上げます。

本年を振り返りますと、昭和村を取り巻く社会経済情勢は、依然として厳しい状況が続いております。特に、基幹産業である農業では、天候不良による野菜やコンニャクの生育不良に加え、市場価格の低迷、さらには肥料・燃料をはじめとする資材価格の高騰が重なり、農家の皆様にとって大変負担の大きい一年であったと思います。営農意欲の維持や経営の安定化に向け、村としても実効性のある支援策を講じていくことが求められております。

また、人口減少対策、地域医療や福祉の充実、交通や生活基盤整備、自然災害への備えなど、本村が取り組むべき課題は多岐にわたっております。加えて、今年は、本村でも熊の出没が多くなっており、住民の安全確保に向けた対応が求められております。さらに、教育環境の充実に向けては、統合小中学校の推進も重要な課題であり、将来の子供たちのために、着実な検討と取組が必要となっております。

これらの課題解決に向け、議会としても、引き続き、真摯かつ建設的な議論を重ね、村政の着実な運営に努めていかなければなりません。

さて、私たち議員の任期も残り1年となりました。これまでの任期中、村民の負託に応えるべく、様々な議論と提案に取り組んでまいりました。残された期間においても、初心を忘れずに、村政発展のため、一層力を尽くしてまいりたい所存です。議員各位におかれましては、今後とも活発で実りある審議をお願い申し上げます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

閉会中、議員各位におかれましては、各般にわたり活発な議員活動を展開していただき、村政の推進にご尽力を賜りましたことに対し、心から感謝申し上げます。

10月4日、みなかみ町20周年記念式典に招待され、出席いたしました。

10月2日から7日まで、イーグルポイント市からカシー市長をはじめ、本村にゆかりのある方々が来村され、議員全員で対応し、交流を深めてまいりました。

10月5日の第28回昭和の秋まつりのオープニングでは、来年7月開催のアメリカ独立250周年記念式典へ、村長をはじめ議員一同が招待されました。第28回昭和の秋まつりには、村内外から多くの来場があり、秋の昭和村を楽しんでいただきました。

10月19日には、昭和村消防団秋季点検が総合運動公園で行われ、部隊訓練やポンプ操法など、日頃の訓練成果を拝見いたしました。

10月21日から23日までは、文教産建常任委員会で、京都府の京のふるさと産品協会と精華町議会へ行政視察を行いました。京の伝統野菜をブランド化し、価格向上につなげる取組や、精華町の議会改革の先進事例を学ぶことができ、今後の議会活動に大変参考となりました。

10月28日から30日までは、利根郡議会議長会県外研修で、京都府福知山市、京丹後市を視察しました。廃校のリノベーションによる地域活性化の事例や、観光・体験・宿泊が一体となった複合施設、丹後王国「食のみやこ」を視察し、有意義な研修となりました。

11月5日は、玉村町で群馬県町村議会議員研修会が開催され、地方議会のデジタル化や時局展望に関する講演が行われ、今後の議会運営の参考となりました。

11月7日、14日の2日間には、農作物や農機具の盗難防止・犯罪抑止を目的とした夜間パトロールを実施しました。

11月11日には、第20回中学生議会が開催され、中学3年生の皆さんが、地域に根差した課題を取り上げ、幅広い質問と提案がありました。

11月12日には、東京NHKホールで第69回町村議会議長全国大会が開催され、その後、グランドアーク半蔵門で群馬県町村議会議長会臨時総会が開催されました。臨時総会では役員改選が行われ、現副会長の長野原町議会黒岩議長が新会長に選任され、黒岩副会長の後任に、不肖ながら、私が副会長に選任されました。職責の重さに身の引き締まる思いであります。

11月18日から20日まで、総務民生常任委員会で、広島県三原市及び広島平和祈念資料館を視察いたしました。三原市の移住・定住支援の先進的な取組を学ぶとともに、戦後80年の節目に広島平和祈念資料館を視察し、核兵器のない平和な世界の実現を改めて願う機会

となりました。

さて、今定例会におきましては、村長より17件の議案が提出されております。議員各位には、慎重なる審議の上、円満の中で終了できますようお願い申し上げます。

終わりに、執行部皆様方のご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（永井一行君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しております。

ただいまから令和7年第4回昭和村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎村長挨拶及び行政報告

○議長（永井一行君） 村長挨拶及び行政報告をお願いいたします。
村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第4回議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、年の瀬の押し迫った中、何かとご多忙とは存じますが、ご出席を賜り開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

まず、本日、一部報道機関により掲載されましたが、上下水道料金の二重徴収の事案が発生したことについて、おわび申し上げます。

本来、12月1日が引き落とし日となるところを、誤って、11月28日に処理を行ってしまいました。その後、誤りに気づいたことで、再度処理を行いましたが、金融機関へ確認を行わなかったため、一部の金融機関で2回引き落としがかかってしまいました。

現在、対象件数等を調査しており、確認が済み次第、返金の手続きを取らせていただきます。なお、二重徴収の該当者の皆様には、昨日からおわびの文書を配布させていただいて

おります。

今後は、このような事態が起こらぬよう、チェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

改めて、二重徴収の対象となってしまった方々、そして関係各所に対し、おわび申し上げます。

さて、11月19日に、就任間もない高市早苗新総理を来賓に迎え、全国町村長大会が東京NHKホールで開催され、昨年に引き続き参加してまいりました。

大会の議事の中で、決議・要望が読み上げられましたが、要望におかれましては、100ページを超えるボリュームがあり、その中でも、13項目に集約された重点要望については、別冊で配付されるほど、全国の町村が抱えている切実な思いが詰まったものであり、昭和村が抱えている問題点も多く含んでおりました。

災害復旧や防災・減災対策、地方創生・地方自治・地方財政・地方地域医療、少子・子育て政策、教育施策、農林水産業、そして鳥獣対策など、長年抱えている問題から最新の問題まで、多岐にわたっております。

大会終了後に行われた、地元選出の国会議員との意見交換会をはじめ、この秋は、国・県に対し陳情・要望活動を積極的に行ってまいりましたので、私もできる限りですが、お願いしてまいりました。今後も引き続き訴えていきたいと思っております。

それでは、9月議会定例会以降の主な行政報告をさせていただきます。

9月24日は、利根沼田地区土地改良事業推進協議会の要望活動として、群馬県選出の国会議員や農林水産省に対し陳情活動を行いました。

25日は昭和中学校、27日は小学校3校で、秋季大運動会が開催されました。

27日には、衆議院議員福田達夫先生が、戦後の開拓事業やコンニャク畑の現地視察に訪問されました。

29日から複数の日程で、利根沼田地区新ごみ処理施設整備基本計画素案の地元説明会に参加いたしました。

10月2日から7日にかけて、アメリカ・イーグルポイント市から、カシー市長ら関係者の方々が昭和村へ訪問していただきました。

5日は第28回昭和の秋まつりが開催されました。午後になり天候が急転してしまいまし

たが、大勢の方々に来場をいただきました。

11日は保育園3園の運動会がそれぞれ開催されました。

14日は中学生海外交流事業報告会が行われました。

19日は消防団の秋季点検が行われました。今年は利根沼田地区の点検会場として、多くの来賓に詰めかけていただき、昭和村消防団の節度ある姿勢にお褒めの言葉をいただきました。

24日は日本で最も美しい村連合20周年記念式典に参加してまいりました。

27日から28日にかけて、県の町村会主催の行政視察で岩手県葛巻町及び紫波町を訪問いたしました。それぞれ特徴のある政策を説明していただき、昭和村でも見習うべきことが多くありました。

29日は利根沼田地域保健医療対策協議会が開催されました。

11月3日は第58回村内バレーボール大会に参加いたしました。

6日は総合教育会議を招集し、統合小中学校の基本構想など説明を受けました。そして、午後は、文教産建常任委員会の皆様と道路愛護巡視を実施いたしました。

11日は議場において中学生議会が開催されました。

12日は農業農村整備事業に関する意見交換会に出席いたしました。

14日は市町村長向けの災害対応力強化のための研修を、オンラインで受講いたしました。

16日は永井議長と共に玉村町産業祭に出席いたしました。

19日から20日にかけて、先ほど挨拶でも触れましたが、東京NHKホールで開催されました全国町村長大会に出席いたしました。また、県関係国会議員と意見交換を実施してまいりました。

12月1日は新たに専任された民生委員さんたちと、初めての民生児童委員会に出席いたしました。

2日はJR東日本と進めているAIプロジェクトの関係で、JR東日本高崎支社長が訪問されました。

さて、本定例会においてお願いする案件につきましては、議案では、条例の新規制定が1件、改正が4件、廃止が2件、定住自立圏の協定変更1件、協議事案3件、補正予算6件の計17件を提案するものであります。

十分にご審議をいただき、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永井一行君） 日程第1、会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、10番議員、加藤生君、11番議員、沢浦典子君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（永井一行君） 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3日より11日までの9日間とし、この間、十分議会活動をしていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 異議ないものと認め、会期は本日より11日までの9日間と決定いたしました。

これより議案審議に入ります。

◎日程第3 議案第42号 昭和村議会議員及び昭和村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第3、議案第42号 昭和村議会議員及び昭和村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第42号 昭和村議会議員及び昭和村長の選挙における選挙

運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、公職選挙法施行令の改正により、選挙公営限度額が引き上げられたため、本条例を改正するものであります。

今回の公職選挙法施行令の改正は、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、公営に要する経費に係る限度額を引き上げることを目的として行われました。

本条例は、同基準の限度額を準用しているため、同様に限度額の引上げを行うものであります。

改正内容は、選挙運動用ビラの作成単価を「7円73銭」から「8円38銭」に、選挙運動用ポスターの作成単価を「541円31銭」から「586円88銭」とするものであります。

以上が、本条例の改正内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第42号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第4 議案第43号 昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第4、議案第43号 昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第43号 昭和村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、令和7年度の人事院勧告に伴い、昭和村で該当する条例を改めるものになります。

本条例は全部で7本の条例改正になりますので、順に説明させていただきます。

まず、第1条ですが、昭和村職員の給与に関する条例になります。こちらは一般職員の給与を平均3.62%引き上げます。また、期末・勤勉手当を0.05か月分増額いたします。そして、通勤手当や宿日直手当の金額を見直しいたします。

第2条ですが、昭和村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例になります。こちらは期末・勤勉手当を0.05か月分増額するものになります。

第3条ですが、第2条で引き上げた期末・勤勉手当を6月と12月に同じ割合になるよう平準化いたします。

第4条ですが、昭和村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例になります。こちらは期末手当の支給額を0.05か月分増額するものになります。

第5条ですが、第4条で引き上げた期末手当を6月と12月に同じ割合になるよう平準化いたします。

第6条ですが、昭和村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例になります。こちらは期末手当の支給額を0.05か月分増額するものになります。

第7条ですが、第6条で引き上げた期末手当を6月と12月に同じ割合になるよう平準化いたします。

第1条、第2条、第4条、第6条については、公布日施行となりますが、令和7年4月1日に溯り、給与や期末手当等を支給いたします。

第3条、第5条、第7条については、令和8年4月1日から施行といたします。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第43号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第5 議案第44号 昭和の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（永井一行君） 日程第5、議案第44号 昭和の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第44号 昭和の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、昭和の森の設置及び管理に関する条例のうち、「昭和の森山荘」を削除するものであります。

昭和の森山荘は、建設から年数がたち、施設の老朽化が著しい状況にあります。このため、安全性の確保や維持管理に多大な経費を要するとともに、公営による継続が困難であることから、公の宿泊施設として使用してきた昭和の森山荘を廃止するものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第44号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第6 議案第45号 昭和村税条例の一部を改正する条例について

○議長（永井一行君） 日程第6、議案第45号 昭和村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第45号 昭和村税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、地方税法の一部改正等が行われたことにより、昭和村税条例の一部について所要の改正をするものであります。

主な改正内容は、個人の住民税の所得控除に「特定親族特別控除額」を追加するものであります。

現在は、生計を一にする、年齢が19歳以上23歳未満で、合計所得金額が58万円以下の特定扶養親族を有する者は45万円の扶養控除の対象となっておりますが、合計所得金額が58万円を超え、123万円以下である特定扶養親族を有する者も最高45万円の控除が受けられるようになります。

次に、たばこ税ですが、紙巻きたばこよりも加熱式たばこは税負担水準が低く、公平性を欠いている状況から、国のたばこ税が見直しされました。

地方たばこ税についても、重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式から、重量のみで換算する方式に見直しされるため、「加熱式たばこに係る村たばこ税の課税標準の特例」を追加するものであります。

なお、経過措置として、令和8年4月1日と令和8年10月1日の二段階で見直すこととなっております。

そのほか、公示送達について、インターネットを用いる方式の定義を示した省令改正に伴う改正となります。

以上が、本条例の改正内容であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第45号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第7 議案第46号 昭和村公民館条例の廃止について

○議長（永井一行君） 日程第7、議案第46号 昭和村公民館条例の廃止についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第46号 昭和村公民館条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、昭和村公民館を昭和村コミュニティーセンターへ変更するため、本条例を廃止するものであります。

なお、施行日は令和8年4月1日となります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第46号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第8 議案第47号 昭和村公民館使用料条例の廃止について

○議長（永井一行君） 日程第8、議案第47号 昭和村公民館使用料条例の廃止についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第47号 昭和村公民館使用料条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、昭和村公民館を昭和村コミュニティーセンターへ変更するため、本条例を廃止するものであります。

なお、施行日は令和8年4月1日となります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第47号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第9 議案第48号 昭和村コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例
の制定について

○議長（永井一行君） 日程第9、議案第48号 昭和村コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 今、係長朗読の議案に不備がありましたので訂正したいと思います。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

10時50分に再開したいと思います。よろしく申し上げます。

午前10時33分休憩

午前10時50分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

総務課長。

○総務課長（堤 美德君） 大変申し訳ありませんでした。

先ほどの、議案第48号 昭和村コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてでありますけれども、表紙1枚目、表紙の部分なんですけど、先ほどですと、制定についてということで、その後、令和7年12月3日提出とありましたけれども、その後、「昭和村コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する」、これが抜けておりました。

すみません、差し替えをさせていただきましたので、訂正させていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（永井一行君） 日程第9、議案第48号 昭和村コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第48号 昭和村コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、昭和村公民館を昭和村コミュニティーセンターへ変更するため、本条例を制定するものであります。

社会教育法上の公民館制度では、営利目的での使用が制限されていましたが、コミュニティーセンターに移行することにより、そうした制限がなく、地域の実情に応じた柔軟な運営が可能となります。

そして、従来の社会教育や生涯教育機能は優先的に維持しつつ、地域の拠点としての機能を強化し、地域がより一層発展できるよう進めてまいりたいと考えております。

なお、施行日は令和8年4月1日となりますが、これは、長年公民館として親しんできた施設の移行に当たり、広く村民等に周知したいと考えているためであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第48号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第10 議案第49号 利根沼田地域定住自立圏形成協定の一部変更について

○議長（永井一行君） 日程第10、議案第49号 利根沼田地域定住自立圏形成協定の一部変更についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 議案第49号 利根沼田地域定住自立圏形成協定の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部変更は、圏域内の働き手及び働く場所を確保するとともに、専門人材の養成を推進するため、新規連携事業として、生活機能の強化「（4）産業振興」の分野に「②地域内雇用の推進」を追加します。

また、既存の「圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（1）人材の育成①圏域内自治体職員の交流・合同研修」の「取組内容」を修正するものであります。

今般、沼田市との協議が調ったことから、定住自立圏形成協定を変更することについて、昭和村議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします
ます。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第49号につきましても、本日は提
案理由の説明のみであります。

◎日程第11 議案第50号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議
について

○議長（永井一行君） 日程第11、議案第50号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の
変更に関する協議についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第50号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関
する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件は、令和8年4月1日から、共同設置する団体にみどり市が加入するとともに、
太田市外三町広域清掃組合の名称が、太田市外三町清掃斎場組合に変更されるものであり
ます。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします
ます。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[発言する者なし]

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第50号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○議長（永井一行君） 日程第12、議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

[係長朗読]

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 高橋幸一郎君発言]

○村長（高橋幸一郎君） 議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての提案理由の説明を申し上げます。

本案件については、令和8年4月1日から、共同処理の組織団体である太田市外三町広域清掃組合の名称が、太田市外三町清掃斎場組合に変更されること、また、共同処理を行っている災害弔慰金の支給等に関する事務を取りやめるための協議となります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第52号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について

○議長（永井一行君） 日程第13、議案第52号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第52号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本案件については、令和8年4月1日から、共同処理を行っている災害弔慰金の支給等を取りやめることから、市町村総合事務組合が管理する財産を処分するための協議となります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（永井一行君） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 以上で質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（永井一行君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第52号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（永井一行君） 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第53号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（永井一行君） 日程第14、議案第53号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第53号 令和7年度昭和村一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ3億2,551万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億542万4,000円とするものであります。

まず、歳入ですが、15款国庫支出金2項国庫補助金は、子ども・子育て支援事業費補助金の実績見込みなどにより144万円の減額、3項国庫委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金の追加により95万8,000円の増額となります。

17款財産収入は、宅地分譲地の売払い収入で、784万4,000円の増額となります。

18款寄附金は、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の寄附実績により2億100万円の増額となります。

19款繰入金は、財源調整により財政調整基金繰入金が4,616万5,000円の減額、令和6年度事業費の精算により、介護保険特別会計繰入金が941万4,000円の増額となります。

20款繰越金は、令和6年度決算に伴う繰越金で、1億2,000万円の増額となります。

22款村債は、県単治山事業の事業見直しにより、緊急自然災害防止対策事業債が140万円の増額、赤城北麓の特定農業用管路特別対策事業負担金に充てるため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債が3,250万円の増額となります。

次に、歳出であります。1款議会費は、人事院勧告による職員の給与や議員期末手当の改定により74万7,000円の増額となります。

2款総務費1項総務管理費は、1目一般管理費で、給与改定による職員人件費や、令和8年度の横浜市職員派遣に伴う賃貸住宅借上料の追加などにより451万7,000円の増額、3目財政管理費は、ふるさと納税の寄附金を積み立てるため2億円の増額、5目財産管理費は、防犯灯等の電気料が不足するため30万円の増額、6目企画費は、L G W A N回線の機器更新のため30万円の増額となります。

2項徴税費は、給与改定に伴う職員人件費や、個人住民税等の還付金の増により164万2,000円の増額、3項戸籍住民基本台帳費は、給与改定に伴う職員人件費や、マイナンバーカード、在留カードの一体化に伴う機器購入費用の追加により248万4,000円の増額となります。

3款民生費1項社会福祉費は、給与改定に伴う職員人件費や、令和6年度事業の精算に伴う返還金などにより282万9,000円の増額、2項児童福祉費は、令和6年度事業の精算に伴う子ども・子育て支援交付金の返還金や、沼田幼稚園への途中入所に伴う教育・保育施設型給付費負担金の追加、第一保育園のエアコン故障に伴う修繕料の追加により1,491万9,000円の増額となります。

4款衛生費1項保健衛生費は、給与改定に伴う職員人件費や、令和6年度の各事業の精算に伴う返還金などの追加により215万1,000円の増額、2項環境衛生費は、リサイクルゴミの処理量の増などにより94万4,000円の増額となります。

6款農林水産業費1項農業費は、農業学習施設KUBOTA AGRIFRONTへの視察費用や、赤城北麓の特定農業用管路特別対策事業の事業費の追加などにより3,850万8,000円の増額、2項林業費は、県単治山事業の負担金の増や、有害鳥獣事業のわなの修繕料などにより152万1,000円の増額となります。

7款商工費2項観光費は、道の駅農家レストランの閉店に伴い、テナント募集を行うための施設改修費用や、昭和の森山荘用地の分筆費用の追加により2,055万円の増額となります。

8款土木費1項道路橋梁費は、給与改定に伴う職員人件費や、道路維持補修費用の追加などにより1,735万7,000円の増額、4項建築費は、住宅リフォーム補助金の申請者の増により100万円の増額となります。

10款教育費1項教育総務費は、給与改定に伴う職員人件費や、小学校統合校舎建築基本

構想委託料の追加、各小学校にカラーコピー機を導入するためのリース料の追加などにより557万4,000円の増額となります。

2項小学校費は、給与改定に伴う職員人件費の追加や、板橋区荒井宏二さんの寄附を活用し、南小学校にビデオカメラとデジタルカメラを購入するための59万円の増額、3項中学校費は、部活動の地域移行に伴う校内警備区域の変更等に係る修繕料や、板橋区荒井宏二さんの寄附を活用し、机拡張ツールを購入するため150万2,000円の増額、5項社会教育費は、給与改定に伴う職員人件費や、社会教育施設の施設管理費の追加により123万3,000円の増額、6項保健体育費は、給与改定に伴う職員人件費や、物価高騰に伴う給食材料費の追加により684万3,000円の増額となります。

以上が、今回お願いいたします一般会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第53号につきましては、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第15 議案第54号 令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（永井一行君） 日程第15、議案第54号 令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第54号 令和7年度昭和村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ5,328万円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億8,401万4,000円とするものであります。

まず、歳入であります。7款繰入金1項他会計繰入金は、給与改定により事務費繰入金12万3,000円の増額、2項基金繰入金は3,228万9,000円の減額となります。

8款繰越金は、令和6年度決算に伴う繰越金で8,544万6,000円の増額となります。

次に、歳出であります。1款総務費1項総務管理費は、給付事務に使用している国保共同電算システム用端末の更新等のため76万4,000円の増額となります。

2款保険給付費は、医療費の増加が見込まれるため、1項療養諸費が3,693万2,000円の増額、2項高額療養費が1,200万円の増額となります。

3款国民健康保険事業費納付金は、納付金額の確定により、1項医療給付費分が39万8,000円の増額、2項後期高齢者支援金等分が324万3,000円の増額、3項介護納付金分が95万7,000円の減額となります。

6款保健事業費2項特定健康診査等事業費は、診査委託料の増加見込みにより90万円の増額となります。

以上が、今回お願いいたします国民健康保険特別会計補正予算の概要であります。

十分にご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第54号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第16 議案第55号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（永井一行君） 日程第16、議案第55号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第55号 令和7年度昭和村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ4,820万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億5,795万5,000円とするものであります。

まず、歳入であります。11款繰越金は、令和6年度決算に伴う繰越金で4,820万3,000円の増額となります。

次に、歳出であります。2款保険給付費は、利用者の増加が見込まれるため、介護予防サービス給付費や高額介護サービス等費などの合計で1,804万円の増額となります。

4款基金積立金は、令和6年度からの繰越金の一部を積み立てるため、介護給付費準備基金積立金が1,385万7,000円の増額となります。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、前年度の介護給付費等の国・県負担金及び地域支援事業交付金の補助金等の精算に伴う償還金で689万1,000円の増額、3項繰出金は、前年度の村負担分の精算に伴い、一般会計繰出金が941万5,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします介護保険特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第55号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第17 議案第56号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（永井一行君） 日程第17、議案第56号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第56号 令和7年度昭和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、歳入歳出それぞれ255万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,466万円とするものであります。

まず、歳入であります。3款繰越金は、令和6年度決算に伴う繰越金で255万8,000円の増額となります。

次に、歳出であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金の増加見込みにより255万8,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします後期高齢者医療特別会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第56号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第18 議案第57号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（永井一行君） 日程第18、議案第57号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第57号 令和7年度昭和村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、収益的収入・収益的支出それぞれ178万6,000円を追加し、収益的収入1億7,352万7,000円、収益的支出1億7,271万8,000円とするものがあります。

まず、収益的収入であります。1款簡易水道事業収益3項特別収益は、基金からの繰入で178万6,000円の増額となります。

次に、収益的支出であります。1款簡易水道事業費用1項営業費用は、給与改定による人件費や、施設の修繕費の追加により178万6,000円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします簡易水道事業会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第57号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

◎日程第19 議案第58号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（永井一行君） 日程第19、議案第58号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

係長。

〔係長朗読〕

○議長（永井一行君） 村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 議案第58号 令和7年度昭和村下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いをいたします補正予算は、収益的収支の収入に23万5,000円、支出に20万5,000円をそれぞれ追加し、収入合計2億6,851万1,000円、支出合計2億6,638万6,000円とするものであります。

次に、資本的支出については3万円を追加し、支出合計2億406万6,000円とするものであります。

まず、収益的収入であります。1款下水道事業収益2項営業外収益は、他会計補助金で20万5,000円の増額、3項特別利益は、基金繰入金が3万円の増額となります。

次に、収益的支出であります。1款下水道事業費用1項営業費用は、給与改定に伴う人件費の追加により20万5,000円の増額となります。

次に、資本的支出であります。1款下水道事業資本的支出1項建設改良費は、燃料費の不足が見込まれるため3万円の増額となります。

以上が、今回お願いをいたします下水道事業会計補正予算の概要であります。

十分ご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、必要に応じましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） ただいま説明のありました議案第58号につきましても、本日は提案理由の説明のみであります。

以上で、村長提案を終わります。

お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

午後1時15分に再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前11時37分休憩

午後 1時15分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第20 一般質問について

○議長（永井一行君） 日程第20、一般質問を行います。

順次発言を許します。最初に5番議員 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき、一般質問を行います。

1、獣害対策（特に熊対策）について、2、サイバー攻撃対策（自治体情報セキュリティ）についての2項目について伺います。いずれも村民の安全に直結する重要な課題であり、村としての現状認識と今後の取組を明確にしていきたいと思っております。

第1項目、獣害対策（特に熊対策）について。

近年、熊の出没件数が全国的に増加しており、群馬県内でも人身被害や生活圏への侵入が相次いでいます。山林を多く抱える本村においても、村民の安全確保は喫緊の課題です。

そこで、以下4点について伺います。

①出没状況と情報共有体制について。

本年度の熊の出没状況として、目撃件数、農作物被害、人的被害の有無などについて、村としてどのように把握しているか伺います。これらの現状について、村として、どう把握しているのかお示してください。

また、県や警察、隣接自治体との情報共有体制は十分に機能しているのか。

さらに、住民への情報伝達として防災行政無線、メール配信、広報、SNSなど、どの手段をどのように活用しているのかについてもお伺いします。

②緊急銃猟実施について。

次に、先日村内で実施された緊急銃猟について伺います。

まず、どのような経緯、判断基準で緊急銃猟の実施に至ったのか。熊の行動状況や危険度の評価はどのように行われたのか。誰が、どの機関に対し、どの段階で要請を行ったのか。これらについて明らかにしてください。

また、銃猟に伴う住民の安全確保として、発砲区域周辺への周知や警戒、学校や集落へ

の連絡などはどのように行われたのか。さらに、捕獲後の処理、検査、報告、そして住民への情報発信は適切に行われたと考えているか、村としての総括を伺います。

加えて、今後も同様の事案に備えるため、緊急銃猟の手順書や連携マニュアルの整備を検討する考えがあるかお尋ねいたします。

③捕獲・追い払い体制と支援策について。

次に、熊対策に関わる人員体制について伺います。

猟友会や鳥獣被害対策実施隊の人数、出動体制は十分なのか。特に担い手の高齢化が進む中、今後どのように人員確保や支援を行っていくのか。村の考えを伺います。

また、電気柵の設置補助、放置果樹の撤去、生ごみ管理の徹底など、生活圏に熊を寄せつけないための予防対策の強化について伺います。

④住民への啓発と安全行動指導について。

最後に、住民への啓発について伺います。

熊に遭遇した場合の行動指針、安全な生活方法、山林利用時の注意点など、これらの情報提供をどのように行っているのか示してください。特に、子どもや高齢者への周知は重要です。学校、保育園の安全指導や、通学路周辺の対策、地域での声かけ等、具体的な取組があるか伺います。

村長、お願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林勝美議員さんの獣害対策についてのご質問にお答えをいたします。

最初に、熊の出没状況と情報共有体制についてですが、本年度の熊の出没状況につきましては、住民からの目撃情報は、足跡等の情報も含め、4月、5月にそれぞれ1件、6月に4件、7月に14件と最も多く、8月に4件、9月はゼロ、10月に4件、11月に6件、12月1件で、合計35件となっています。

捕獲数につきましては、7頭で、うち1頭が緊急銃猟となっています。

農作物の被害についてはトウモロコシの被害が報告されており、人的被害についてはありません。

県や警察などとの情報共有体制についてですが、県には、毎月、目撃頭数などの報告を行っており、危険性や緊急性が高いと判断した場合は、警察に連絡して協力いただいております。また、緊急銃猟の際は、国や県、警察へ詳細な報告をしております。そして、村境付近に出没するなど、状況に応じて近隣自治体と情報共有をしております。

熊出沒時における住民への情報提供につきましては、主に防災無線と集めーるによる情報提供となります。広報や回覧は、主に熊への注意喚起や、熊を誘引する原因に対する対処依頼を目的とする場合に活用しております。

次に、②の緊急銃猟実施についてですが、緊急銃猟は、近年、人的被害を生じさせるおそれの高い、熊、イノシシの出没が、人の日常生活圏で増加傾向にあるため日常生活圏での銃猟を可能とする制度で、今年の9月1日に施行されました。

緊急銃猟は、鳥獣保護管理法に定める4つの条件全てを満たした場合に実施可能と定められています。1つ目が、熊やイノシシが日常生活圏に侵入していること。2つ目が、熊やイノシシによる人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること。3つ目が、猟銃以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であること。4つ目が、安全性の確保として、猟銃によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがないと認められること。これら4つの条件全てを満たした時に緊急銃猟が実施できます。

今回の場合、永井地区の住宅地近くのイノシシ用の箱わなにツキノワグマが錯誤で捕獲されました。イノシシ用の箱わなのため、上部には熊が出られるよう穴がありましたが、大きな個体であったため、体の一部が箱わなから出ましたが、途中で引っかかり、全身は出られない状態でありました。そのような状況で、時折、興奮状態となり、イノシシ用の箱わなのため、箱わなを破壊してしまうおそれがありました。

麻酔銃も検討しましたが、日暮れとなってしまうため、弾丸のバックストップを確保し、高所作業車を用いて高所から銃を使用することで、4つの条件を満たすと判断し、緊急銃猟の実施を決定いたしました。私も現場を確認し、実施の際は別の公務のため現場を離れておりましたが、産業課長より最終確認があり、私が許可し、猟友会の方が緊急銃猟を実施いたしました。

要請につきましては、村民から熊が箱わなに捕獲されていると連絡があり、産業課職員

が現地へ向かい、状況を確認し、利根沼田猟友会昭和支部長へ連絡、危険性があったため沼田警察署へ出動要請をいたしました。

緊急銃猟を実施することを決定した後に、近隣住民へ、警察と職員で屋内退避を連絡、防災無線、集め一る、ホームページによって通行禁止を村民へ周知し、沼田警察署から周辺道路の通行止め許可を得て、さらに、現場に詰めていた警察官の協力により通行止めをし、緊急銃猟を実施いたしました。

捕獲後は、猟友会の方に処理をしていただき、検体を県へ送り、国及び県へ緊急銃猟実施内容について、報告を行いました。

このような一連の流れを確認してみると、ご質問の捕獲後の処理、検査、報告、住民への情報発信については、適切に行ったと判断しております。

次に、緊急銃猟の手順書や連携マニュアルの整備についてですが、緊急銃猟の制度ができたばかりで、全国で2例目であったことから、全国での実施事例もなく、判断に悩むことが多くありましたが、緊急銃猟のガイドラインが国から示されていたので、今回は、そのガイドラインに沿って実施いたしました。

村独自のマニュアル作成につきましては、全国でもいまだ実施事例が少なく、情報や経験の蓄積ができていない状況でありますので、国、県、他団体の情報収集に努め、整備に向けて研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、③捕獲・追い払い体制と支援策についてですが、熊対策に関わる人員体制については、昭和村鳥獣被害対策実施部隊として14名の方に委嘱しており、この内、熊に対して主に関わっていただいている人員は6名となっております。ご質問のとおり、高齢化が進んでいるため、今後の一番の課題であると考えていますので、広報等により新たな人員の確保に努めるほか、わなのIT活用により、見回りの軽減、効率化、安全性の向上を図りたいと考えております。

11月13日から、警察官によるライフル銃を使用しての熊駆除が可能となる制度改正が行われました。今のところ、岩手県と秋田県のみで実施のようですが、今後は、ほかの県でも実情に応じて体制を構築していくとのことですので、県や警察と連携し、協力していただける体制づくりを要望してまいりたいと思います。

生活圏に熊を寄せないための予防対策の強化についてですが、電気柵の設置補助につい

ては、申請が少ない状況ですので、回覧等で周知に努めたいと考えております。

放置果樹の撤去、特に柿については、回覧のほか、メールや防災無線で既に周知していますが、生ごみ管理の徹底と併せ、生活圏に熊を寄せつけない取組を調査研究して、広報等を通じて周知してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、④住民への啓発と安全行動指導についてですが、熊に遭遇した場合の行動指針、安全な生活方法、山林利用時の注意点などにつきましては、今年の広報しょうわ7月号や、11月一週目の回覧などでお知らせしたところですが、市街地に出没したり、音を立てても逃げなかったりと、全国では、今まで常識とされてきた対処法では通用しない状況も散見されてきています。昭和村でも、山から離れた場所での目撃情報が増えていますので、各地の事例を情報収集し、現状に合った情報提供に努めたいと思います。

保育園や学校につきましては、園児、児童・生徒に影響があると思われる場所での出没情報提供があった場合、健康福祉課や教育委員会を通じて、情報提供を行っています。保護者に専用アプリを用い情報伝達し、保護者による送迎をお願いしたほか、通学路への職員配置や巡回も実施いたしました。

今年は、例年にない場所での目撃情報が多く寄せられています。来年以降も生活圏での出没が続く可能性があるため、今年に対応について振り返るとともに、この経験を来年へ生かせる取組を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきます。

まず、出没状況の周知についてですが、情報共有は行っているとの答弁でしたが、夜間や休日に出没した場合、住民へ、どの程度迅速に伝達できる体制なのか、具体的にお示しください。

産業課長、いいですか、お願いします。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 真下伸夫君発言〕

○産業課長（真下伸夫君） ただいまの林議員のご質問にお答えします。

休日、夜間等は宿直、日直がいますので、宿直、日直から担当者または私に連絡が来るようになっております。防災無線等に関しては遅れることがあるんですけども、集め一
るに關しましては携帯でできますので、的確になるべく早く対応しておるところでござい
ます。

以上でございます。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 何年か前、二、三年前でしたか、貝野瀬で目撃情報があつて、犬
の散歩をしている方が、ちょうど日曜日だったんですけども、電話で、実況報告みたい
なのをして、すぐ広報に流してくれと言ったんですけども、なかなか広報で流してい
ただけなくて3日ぐらいかかったんだよなんていうことがあったので、今、質問したん
ですけども、なるべくそのような状況に対しては迅速に情報を提供していただきたいと思
います。

それから、11月20日でしたか、私たち広島に出張していたときに、私のうちのすぐ近く
の天神様に熊が出たという、熊が出たというか、柿の木に登って柿を食べて、その脇に
大きいふんがあつたりということで、わなを仕掛けてもらったということですけども、
そのときは放送というか情報共有は行っていただけなかったんですけども、担当の方に
聞いてみたら、目撃情報ではなかったのではなかったですよということで、1週間ぐら
いたってから、27日でしたか、メールとかあれでありましたけれども、産業課長、目撃情
報でなかったんですけども、そういうときもそういう情報提供を行ったほうがいいと思
うんですけども、その辺のところ、もう一度お願いいたします。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 真下伸夫君発言〕

○産業課長（真下伸夫君） 先ほどの質問にお答えいたします。

その案件につきましては、ちょっと私の判断ミスだったかと思うんですけども、直接
目撃して、すぐその場にいるような場合は、なるべく放送等連絡するようにしているん
ですが、痕跡があつた場合等、ちょっとその場にはいないというときは、逆に騒ぎが大きくな
る可能性があるということで、全部を流していないということでございます。そのときは、

緊急性がないという判断で、ちょっとメールを流さなかったということでございます。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 分かりました。

そういう、いろいろな目撃情報でなくても、そのときの状況に応じて情報を村民に共有していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、緊急銃猟について、まず、人身被害のおそれがあると判断したとのことですが、危険度の評価基準をより具体的に示す必要があると考えます。今後、緊急銃猟の手順書なるべく早く整備して、村民に周知していったほうがいいと思いますけれども、村長、その辺のところはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 緊急銃猟につきましては、先ほど、林議員のほうにお答えしたとおりでございますけれども、とにかく4つの条件がきちり揃うということで、それが揃うということがなかなか厳しい状況もあると思いますので、しっかりとしたマニュアルをもう一度確認しながら、村独自の、村独自というか県・国に沿って村の状況を入れながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

それでは、いろいろな状況を踏まえて、そういう手順書なりを作成していただければありがたいと思います。

次に、捕獲・追い払い体制ですけれども、猟友会の高齢化が進む中、若手担い手の確保を具体的にどう進めるのか。研修や報酬制度の見直しを検討しているかなどがありますが、産業課長、お願いいたします。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 真下伸夫君発言〕

○産業課長（真下伸夫君） 先ほどのご質問にお答えいたします。

たしかに高齢化が進んでおりまして、若手の方もいらっしゃるんですけども、本業の農業等がありまして、なかなか対応が難しい状況であります。また、協力隊とかで募集もかけていたんですけども、見つからない状況でございます。

やはり、ほかの団体にも、9月の一般質問でもあったときに確認したんですけども、かなりやはり人員確保というのが難しい状況でございます。そういう中で、先ほどちょっと新聞報道でもあったんですけども、県のほうで専門家の方を1人雇って、これからいろいろ指導していただいたり、先ほども言ったように警察のほうも協力していただけるということです。また、あわせて、民間のほうの企業もいろいろ専門家の方が動く情報も入っていますので、そういう形の補助も受けながら体制強化を図っていきたいと考えております。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

国や県でもいろいろな補助金を検討して、そういう担い手を確保するということが本腰を入れていますので、村としても、そういう補助金等をよく確認しながら若手の育成もしていただきたいと思います。

それから、住民への啓発についてですけども、広報紙や講習会だけでは限界があると思います。全住民に届くよう、簡易的なマニュアルを各戸に配布したらいいと思いますけれども、その辺のところも併せて検討する考えはあるのか伺いたいと思います。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 真下伸夫君発言〕

○産業課長（真下伸夫君） 先ほどの林議員の質問にお答えいたします。

具体的には、まだ何をやるというのは考えていないんですけども、広報に載せたのが夏頃だったんですけども、また最新情報とも合わせて広報で特集を組むか、全戸に配るかはちょっとまだこれからの検討なのでありますが、何かしらの方法で注意喚起を図ったり、先ほど言ったように柿の撤去の関係とか、生ごみの管理の方法等も含めまして、周知したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

ちょっと村長に最後に伺いますけれども、あちこちで柿の木を伐採したら補助金を出すというような動きが出ていますが、本村として、村長として、これから柿の木の処理をどのように考えていますか。お願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 柿の木につきましては、川額のほうとかなり柿を狙って熊が出没しているという話がありました。その他の地区もあるんですが、やっぱり当初、落ちている、熟した柿を当初食べるらしいんですが、だんだん、昨日ちょっとお聞きしましたらば、渋い柿も食べるようになるということらしいんですけども、柿の問題は、本当に熊にとっても、非常に、食べなければ自分自身が冬眠できない、また、いろいろと、山に本当に餌がなくなってしまうという状況の中で、やはり里に出てくるというのは、餌がどうしても欲しいということだと思っておりますけれども。

実は昨日、農業委員会のほうで、やっぱりお話があったんですが、ともかく野菜等も熊の被害が相当大きく出ているということで、何とかならないかというお話もありました。

さらにまたその後、利根郡の町村会の中で、川場の外山村長のほうからもいろいろと、専門家ですから、いろいろな話があったんですけども、ともかく、もうこうなってくると、今日の新聞にも載っていますけれども、ドローンを活用してやっていくしかないのではないかという話で、やっぱり生態系を見ながら、やっぱり生息状況を調査して、仮に人家に近くなった場合には、ドローンに搭載したスピーカー等で追い払うということまでしていかないと、なかなか熊もやっぱり餌欲しさに来るということになっていますので、その辺でしっかり、今日も、ちょっと課長のほうにも話したんですが、できる限り早くドローンの資格を取って、村のほうに、ドローンを通じて熊対策をしていったり、また、やはり先ほどお話あったように、目撃情報ということは一番大事なんですけれども、それをやっぱり村としても、高崎なんかはやっぱり箕郷とか榛名とか倉渕とか、山を控えていますので、そこにはかなり出没が多いらしいんですけども、やっぱり出たものをすぐ役場のほうに来て、もちろん集め一で来るんですけども、もう少し迅速にして、やっぱり早

く対応していくということが大事ななというふうには思っています。

先ほど、林議員のお答えにならないかもしれませんが、とにかく柿は早くに処理をしていただきたいということは言えますので、村民の方に、なるべく早く、渋柿をむいて干し柿にする方もいますけれども、ほとんど最近はそのような方も少なくなってしまったものですから、柿を取っていただいて土の中に埋めるとか、そういった形の処理をしていただきたいというふうには考えております。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

インターネットで熊のことに対して調べると、いろいろな学者や専門家がいろいろなことを言っています。絶対的に個体数が増えたんだと、それとか山に生息している熊が、鹿が増えたもので里に追いやられているんだとか、それで里にすみ着いた熊が繁殖して、次の世代はもう山には帰って、帰ってというか、生活できない熊が里で食べ物を求めて増えているのではないかとか、いろいろなことを言われていますけれども、来年もそんなことで、たとえ今年冬眠して、また春になって、人里近くに出てくるなんていうことも予想されますので、十分いろいろなことを調査して、村民の安全を守っていただきたいと思えます。熊対策については終わります。

次に、第2項目、サイバー攻撃対策（自治体情報セキュリティ）についてお伺いいたします。

行政機関を狙ったサイバー攻撃は年々増加しており、全国で自治体・病院の業務停止や個人情報流出が相次いでいます。小規模自治体であっても狙われる現状を踏まえ、昭和村のセキュリティ対策について、以下伺います。

①自治体としての防御体制について。

まず、昭和村の情報システムが接続している群馬県自治体情報セキュリティクラウドの運用状況について、安全性や監視体制をどのように評価しているか伺います。

また、データのバックアップ体制、復旧手順（BCP）の整備状況、万が一、システム停止した際の住民サービス確保策について、村としての現状をお聞かせください。

②職員のセキュリティ意識と訓練について。

サイバー攻撃の多くは、メール、操作ミス、外部記録媒体など、人の行動の弱点を突いています。そこで、職員向け研修の内容、模擬フィッシング訓練の実施状況、外部委託先を含めたセキュリティ点検、これらがどの程度行われているのか伺います。

③住民への影響、広報対応について。

サイバー攻撃により個人情報が流出した場合、村民への影響は極めて大きいものとなります。その場合、村としてどのように住民へ周知するのか、行政サービスの継続策はどうか、確保するのか、被害発生時の広報、説明責任はどのように果たすのか、以上について、現状と今後の方針を伺います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林勝美議員さんのサイバー攻撃対策についてのご質問にお答えいたします。

①自治体としての防御体制についてですが、群馬自治体情報セキュリティクラウドの運用状況と安全性や監視体制をどのように評価しているかにつきましては、この群馬自治体情報セキュリティクラウドは、群馬県と県内市町村で個別に行っているインターネットのセキュリティ対策を一つのデータセンターに集約、強化し、通信ログを24時間監視、解析するものであり、万が一、不正アクセスやウイルス感染等が検知された場合は、速やかに緊急対応を行うことが可能です。

また、費用の面においても、共同実施にすることから、経費削減も図られますので、安全性や監視体制、費用面ともに非常に評価するものであります。

次にデータのバックアップ体制と復旧、システム停止時の住民サービス確保についてですが、まず、データのバックアップ体制については、約1週間分をバックアップし運用しています。

次に、復旧手順につきましては、ウイルス感染等が検知された場合、まず、本村の端末をオフライン等にした後、委託する業者間と連携し復旧作業を行うこととなっています。

次に、システムが停止となった場合ですが、ご質問の群馬自治体情報ネットワークには、住基データ等は基本ありませんので、支障なく住民サービスを行うことができます。ご質問の群馬自治体情報ネットワークとは別のシステムになりますが、自治体情報システム標

準化によるガバメントクラウド上には、住民情報が含まれ、国のデジタル庁が厳しく監視し、安全と安心を担保するものであるため、このシステムが停止するリスクは非常に低いものであると考えられます。

次に、②の職員のセキュリティ意識と訓練についてですが、職員向けの研修の実施状況につきましては、職員全体を対象とした研修は未実施ですが、役場内のセキュリティクラウドを監視する担当者においては、緊急時の対応訓練を実施しております。

また、模擬フィッシング訓練の実施状況については、沼田警察署と共同実施する標的型メール訓練を全職員対象に実施しているところであります。

そして、外部委託先を含めたセキュリティ点検につきましては、関係各課の複数人の職員で、本村の個人情報を扱う委託先の会社に出向き、個人情報の取扱いや管理方法、セキュリティ体制、災害時等の業務継続計画の確認などを行っております。

次に、③のサイバー攻撃により個人情報が流出した場合に、村としてどのように住民に周知するかにつきましては、事案が発生した場合、速やかに発生した事件の事実を公表することとしています。

また、行政サービスの継続策はどう確保するのかにつきましては、情報の漏洩などが、万が一、発生した場合は、速やかに復旧作業に努めるとともに、被害の詳細と原因を確認しながら、早期に通常業務に戻れるように努めてまいりたいと考えております。

次に、被害発生時の広報、説明責任はどのように果たすのかにつきましては、まずは、事故の発生と原因を説明するとともに、今後の被害の拡大を防ぐため、本村にある、あらゆる周知用の媒体を活用し、広く広報を行うこととしています。

また、説明責任といたしましては、住民に対し、何が起こったのか、なぜ起こったのか、そして、それに対してどのように対処するかを、誠実かつ納得できるよう丁寧に説明をしていくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） 防御体制ですけれども、セキュリティクラウドに依存しているとの答弁でしたけれども、村独自の監視体制はあるのでしょうか。

また、バックアップは1週間分をまとめてバックアップをしているということですか

ども、1週間分、1週間たったところでそれをバックアップして、次のまた1週間をまたバックアップするということでしょうか。その辺のところをお願いいたします。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） それでは、ただいまの林議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

まず、村独自の監視というのは、企画課の担当が常にパソコン上で確認を取っております。

そして、バックアップは1週間ですので、1週間でデータは更新となりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（永井一行君） 林勝美君。

〔5番 林 勝美君発言〕

○5番（林 勝美君） ありがとうございます。

それから、職員研修についてですけれども、職員全体の研修は行っていないということですが、担当課のほうで研修を開いたり、行っているということですが、何としても、この情報セキュリティというのは、ただいま答弁があったとおりですと完璧だと思いますけれども、何せそれを操作するのは人間です。本当に間違いというものもあります。私も、結構、メール送信やあれで間違いがあるんですけれども、何度も何度も注意深く確認をしながら、送信ワンクリックでぱっと行ってしまうものですから、取り返しのつかないようなことが起きると思うんですけれども、今回もそういうことで間違いがあったと思いますけれども、本当に何回も注意深く、やるのは職員の皆さんですので、ぜひ注意深く操作をしていただきたいと思います。

情報が漏洩したり、個人情報漏洩したりというと、村民に本当に非常に迷惑をかけるので、その辺のところを再度確認して業務に当たっていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

2時10分に再開いたしますのでよろしくお願ひします。

午後 1時53分休憩

午後 2時10分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（永井一行君） 次に、3番議員、林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） それでは、通告どおり、大きく次の2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目、熊被害の現状と未然防止の対応策は、について伺います。

今年は、全国各地で熊による人身被害が相次ぎ発生し、過去最多を更新中です。熊に関するニュースも毎日のようにあります。

幸いにして本村は、熊による人身被害の発生はないようですが、村民の安心・安全確保のためにも熊被害を未然に防止する対応策を、明確に示しておく必要があるのではないのでしょうか。

9月以降、熊の目撃情報が多く、着信メールで村から知らされました。住宅地に近い場所の出没で、朝晩の徒歩での外出やウォーキングも控えざるを得ない状況で、身の危険やストレスを感じられた方もいるようです。

そうした中、本村でも全国で仙台市に続き2例目となる緊急銃猟を決断し、熊を地元猟友会が駆除してくれました。住宅地の近くでの緊急銃猟をする際の対応マニュアルが未整備であった中、国の指針を参考に住民の安全確保に、最大限、気を配りながら実施したことは、評価に値すると思います。

ここ数年、3年間の本村における熊捕獲状況は、何頭でしょうか。

また、今後に備えて国が推奨する緊急銃猟の対応マニュアルの早期作成は必要と考えますが、いかがでしょうか。

熊緊急銃猟のマニュアル作成に伴い、猟友会との調整状況と課題はありますか。

また、令和4年度作成の昭和村鳥獣被害防止計画の見直しは考えているのでしょうか。熊被害を未然に防止するための対応策は、いろいろ考えられると思いますが、まず、熊の体の特徴と習性を知ることだと思います。熊が隠れやすいやぶなどを刈り取り、見通しをよくすること。庭先に実っている柿などの果物は、放置せずに収穫する。人口減少による耕作放棄地の広がりなどで、熊の生息地は拡大しています。熊被害防止に伴う人材育成が必要と思いますが、いかがでしょうか。

次は、熊と人のすみ分けのゾーニング管理です。

県では、新たな熊被害対策で、荒廃した里山の整備や河川伐採による緩衝帯の整備として、熊が隠れているおそれのあるやぶの刈り払いなどに取り組む市町村を支援する事業もあるようです。

日本におけるゾーニング熊対策は、人間の生活圏と熊の生息域を明確に分け、双方の安全を確保するための管理手法です。ゾーニングの基本構造は、地域を幾つかの役割ゾーンに区分し、それぞれで適切な対応を行う管理方法ですが、今後の課題として検討してみたいかがでしょうか。

そこで質問をさせていただきます。

①緊急銃猟の対応マニュアル作成の中身と整備状況。猟友会との調整状況と課題。昭和村鳥獣被害防止計画の見直しは。

②熊被害を未然に防止するための対応策は。

③熊と人のすみ分けのゾーニング管理で、安全対策は考えられないか。

村長の見解を伺います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林栄一議員さんの熊被害の現状と未然防止の対応策は、についてのご質問にお答えいたします。

最初に、①緊急銃猟の対応マニュアル作成の中身と整備状況、猟友会との調整状況と課題、昭和村鳥獣被害防止計画の見直しについてですが、ここ数年の昭和村における熊の捕獲数は、令和4年度が6頭、令和5年度が1頭、令和6年度が5頭、今年度は現在の実績

で7頭となっており、内1頭が緊急銃猟で捕獲しております。

10月17日に永井地区において実施した緊急銃猟は、熊が錯誤で捕獲された場所が日常生活圏に侵入していること、箱わながイノシシ用のため、熊がおりを壊して出てしまう可能性があり、近隣の方に人的被害が出る可能性があること、麻酔銃を用意する時間がなく、いつおりが壊されるか分からない上、暴れて近づけないこと、高所作業車を用いることで、猟銃のバックストップが確保できること、これらが鳥獣保護管理法に定める4つの条件で全てを満たしたと判断し実施しました。

緊急銃猟のガイドラインが国から示されており、今回は、そのガイドラインに沿って実施しましたが、全国でいまだ実施事例が少なく、情報や経験の蓄積ができていない状況であったため、現場での判断が難しいことがたくさんありました。緊急銃猟を実施してみて、村独自の対応マニュアルの必要性を強く感じたところではありますが、様々な状況が想定されることも体験として分かりました。

県内では、前橋市と中之条町で作成済みのようにありますが、国、県、他団体の情報収集に努め、マニュアル整備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

猟友会との調整状況と課題ではありますが、猟友会の方の高齢化も課題ですが、今回実施してみて、一番の課題は、住宅地での銃猟は、跳弾等による人体や建物等に危害を及ぼす可能性が全くない状況をつくるのが難しく、緊急銃猟を実施する責任の重さが一番の課題であると感じました。

制度改正により、警察官によるライフル銃を使用した駆除が可能となりましたが、今のところ、秋田県と岩手県のみの実施となっており、ほかの県でも実情に応じて駆除体制を構築するとのことですので、群馬県が対応していただける体制となりましたら、連携して熊対策をしたいと考えております。

令和4年度作成の昭和村鳥獣被害防止計画は、計画期間が5年度から7年度の3か年計画となっています。今年度が最終年度となりますので、今年度中に、次期3か年の計画を作成いたします。案ができましたら、議員全員協議会で説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、②熊被害を未然に防止するための対応策についてですが、熊被害を未然に防止す

るためには、熊の生息している山や森に入らないことが一番かと思いますが、今年のようにドングリ等が凶作な場合、人の日常生活圏に出没する可能性が高くなります。秋になってからは、毎日のように、全国各地で日常生活圏に熊が出没したとのニュース報道がされ、昭和村においても、日常生活圏での目撃や痕跡があったとの情報が寄せられました。

熊被害を未然に防止するためには、基本的なことになりますが、熊に人間の居場所を知らせ、熊の接近を防ぐため、熊鈴やラジオなどの音が出るのを携帯することが、最も有効であると考えます。どうしても、山や森に入らなければならない場合は、熊スプレーが有効ですが、これは、風向き等注意が必要なことと、緊急時に使用できるよう使用方法をよく確認して携帯することが必要であります。

今年のように山に餌がない場合は、餌を探して日常生活圏内へ現れているので、餌となる柿の実や生ごみをしっかり処理することは、熊誘引の原因を減らすために効果がありますので、既に広報や回覧、防災無線等でお願いしているところですが、引き続き、周知に努めてまいります。

また、熊被害防止に伴う人材育成が必要なのではないかにつきましても、熊の生態を知ることが熊対策には必要であると考えますので、猟友会の方から学び、また専門家の意見も聞いて、熊被害を未然に防ぐ有効策を取っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、③熊と人とのすみ分けのゾーニング管理で安全対策は考えられないかについてですが、ご提案の熊被害を防止するための方策であるゾーニング管理とは、人の生活圏と熊の生息域を明確に区分し、それぞれの区域に応じた対策を実施することで、熊の出没を抑制し、人身被害や農作物被害を軽減するものです。

環境省のガイドラインでは、熊が暮らす奥山の地域、熊の生息地と人間の生活圏を分ける中間地域、農業が行われる地域、人が暮らす集落や市街地の地域の4つの区域に分けられます。取組としては、林議員が提案するような、熊が隠れられないように草むらをなくすことや、熊が好む柿や作物の残りを放置しないこと、また、電気柵を設置するなどの取組となります。

10月下旬に新聞報道がありましたが、群馬県として、狩猟経験のある職員1人を捕獲対策専門員として配置し、市町村への指導助言に当たり、人間と熊がすみ分けられるゾーン

ニング管理によって、熊が里山において来づらい環境づくりを推進するとのことです。

県の指導のもと、ゾーニング管理に取り組み、熊被害を未然に防ぐ環境づくりを推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 熊被害の現状と未然防止の対応策ということで、今、緊急銃猟の対応マニュアルの作成の中身、それから整備状況とか、猟友会との調整状況と課題、それから昭和村鳥獣被害防止計画の見直しについて伺ったところなんですけれども、こうした中で、村民の安全・安心確保のために、熊被害を未然に防止する対応策、これを明確に示しておくことが必要であるというふうに思います。

今回、緊急銃猟を決断して、地元の猟友会が駆除したということで、非常に評価できる内容だと思いますし、また、その内容について詳細な説明、答弁をいただきまして、内容もよく知れたわけです。

また、ここ3年間の熊の捕獲状況も、非常に、令和4年の6頭から始まりまして今年は7頭というふうなことで、非常に改めて熊を捕獲する猟友会の存在、こういった存在のありがたさというのも認識したところでございます。

そうした中で、緊急銃猟のマニュアル作成、この中身についてなんですけれども、環境省のガイドラインでは、マニュアルについては体制の確保とか、あと訓練の実施という事前準備の進め方のほか、通報時の対応などを示すということを想定しているというふうなことを新聞でもちょっと見たんですけれども、実施のところ、マニュアル作成がなかなか進んでいない、県の状況を見て作っていくというふうな話なんですけれども、極めて重要なことではないかというふうに思います。

マニュアル作成の見通し、いつ頃までに、目標としていつ頃までに作っていききたいというふうなことを示していただきたいと思います。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 真下伸夫君発言〕

○産業課長（真下伸夫君） 先ほどの林栄一議員のご質問にお答えします。

いつまでというのは、ちょっとまだ計画までは立っていないのですが、県の説明会にお

いても、県のほうでもまだ事例が少なく、指導的なことはまだできないという回答だったんですが、担当者との間で、うちの村はもう実際に経験しておりますので、その経験を基に、マニュアルほどの立派なものという完成はちょっと先になってしまうかもしれないんですが、内規的な、係内での取りまとめは近いうちにまとめたい、今年度中ぐらいにはまとめたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 今回、緊急銃猟も実際、国のマニュアルに基づいてやられたという事で、できるというふうなことだったのですが、村独自のやはりマニュアル作りというのも、しっかりと作っておいて、早めに作っておいていただければありがたいかなと思います。

それから、令和4年度作成した鳥獣被害防止計画、この見直しについては、先ほど答弁がありましたように、3年に一度見直しをするというふうなことで、この内容の中に、できたら鳥獣被害防止計画の中にマニュアルができれば、参考でもいいんですけども、緊急銃猟の対応マニュアル、これも含めて載せていただければいいのかなというふうにちょっと思ったんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 真下伸夫君発言〕

○産業課長（真下伸夫君） 先ほどの林議員の質問にお答えします。

ちょっと防止計画等の決まり等もあるかもしれないので、その辺はよく課で検討させていただきたいと思います。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） そうすれば、いろいろ検討して、よりよい緊急銃猟マニュアル、これを作っていただきたいと思います。

それから、熊被害を未然に防止するための対応策というふうなことで、いろいろと答弁もいただきました。具体的なことについてはいろいろあるわけなんですけれども、熊の、一つは熊の体の特徴、習性、こういったものも知るといえることが大事かなと思います。相

手を知り己を知れば百戦殆からずということわざがありますがけれども、熊の能力とか、あるいは熊の習性、こういったものも認識した中で、それらを村民に事前に知らしめておくということも必要かなと思います。

例えば、熊の能力とすると、鼻先に触れないと通電しないというふうなことがあったり、毛に覆われているので有刺鉄線の電柵の電流が効かないというのがありますから、ただ単に防護柵を造っても効果がないというふうな部分もあります。それから、熊の習性については、夕方から早朝にかけて活動が活発になるとか、同じ場所に何度も出没するとか、あるいは河川に沿って移動する個体が増えているというふうなこともございます。

そうした中で、この間、沼田市のホームページをちょっと見たんですけれども、熊の出没に注意というふうなことで、注意喚起のリーフレットが出ていました。熊との遭遇を避けるために音を鳴らすとか、熊を人里に寄せつけないために誘引物をなくすとか、いろいろな細かい部分が、簡単な裏表のリーフレットで出ていたんですけれども、こうした注意喚起のリーフレットなんかも、実際、広報しようとか、あるいは回覧板とか防災無線とか、注意喚起は促されていると思うんですけれども、簡単なリーフレット作成なんかもして、もう少し村民の方々に未然防止の対応策として、注意喚起のリーフレットを作成して村民に啓蒙啓発を図るというふうなことで取り組んだらどうかなというふうに、改めてちょっと思ったんですけれども、この辺のところはいかがでしょうか。

産業課長、お願いします。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 真下伸夫君発言〕

○産業課長（真下伸夫君） 沼田市のリーフレットはちょっと承知していなかったんですが、すぐ確認して、参考にして、うちのものも検討してまいりたいと思います。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） それから、熊被害防止に伴う人材育成ということで、そういったのも必要だというふうなことでもちょっと答弁があったんですけれども、狩猟免許取得者の確保、これがまず一番大事だと思うんですけれども、例えば、一般の方々にも草木の刈り払いとか、あるいは伐採に伴うチェーンソー、あるいは草刈り機の安全教育の受講支援、

こういったことができるという受講支援を広めて、こうした草刈りなんかも自主的に対応できるような、そういった体制づくりというのかな、そういうものも必要かなというふう
にちょっと思ったんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 真下伸夫君発言〕

○産業課長（真下伸夫君） ゾーニングの関係で、やぶの刈り払いとか、そういうのが重要であるということは、今回の答弁を作っているときに、かなり勉強になったんですけれども、答弁の中にもありましたように、県のほうで専門家を雇って、そのゾーニング等の指導もこれからしていただけるようでございますので、そういう形の中でどのような取組
がいいか検討してまいりたいと思います。

あわせて、現在の取組といたしましては、熊対策というだけではないんですけれども、
緑の県民税事業として竹林を伐採したりとか、村有林の間伐等も行っておりますので、併
せてそれも推進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） そういったことで対応していきたいというふうなことでございま
す。特に緑の県民税活用でそういった竹の伐採、あるいは草木を刈り払うとか、竹を含め
てそういった対応していくというのは、大変必要なことだと思います。

そして、熊と人とのすみ分けのゾーニング管理ということなんですけれども、この件に
ついても村長から答弁をいただいたわけなんですけれども、里山の整備では、荒廃した里
山の整備、それから河川の伐採による緩衝帯の整備として、熊が隠れているおそれのある
やぶの刈り払いなどに取り組む市町村を支援するというふうな事業があるというふうなこ
とを、今年の10月31日の上毛新聞の中にも掲載されておりました。ですから、そういった
事業もありますので、その辺のことも加味した中で、昭和村でも取組ができればいいのか
なというふうな感じがしております。

それから、ゾーニング熊対策というのは、やはり人間の生活圏と熊の生息域を明確に分
けるというふうなことで、双方の安全確保をするための必要な管理手法だと思いますけれ
ども、昨日の上毛新聞で、人里への熊の出没予防というふうなことで、沼田市で、山林に

熊の餌とのあるドングリや柿、150キロまいたというふうな記事も出ていました。今後は、熊は熊として生息できる場所の確保、里山には来ないような、そういった体制づくりというのが非常に大事だと思います。熊止め林には、今後、トウモロコシを植えるというふうな記事もちょうと載っておりました。そういったことも、今後の課題として検討してみてもどうかというふうに思ったわけなんですけれども、その辺の関係はどうでしょうか。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 真下伸夫君発言〕

○産業課長（真下伸夫君） 先ほどの林議員の質問にお答えします。

ゾーニングの考え方としまして、山奥にいるゾーンに関しては、熊の生息を確保する、担保するという考えもあるようでございますが、やはりうちの村でございますと、なかなか中間地域の林と農地とか間に入っていて、曖昧な部分も多い中で、なかなか熊の生活を担保するというのも、住民の安全性を考えると難しいので、熊の安全も当然担保する中で、わな等も使って、箱わな等で確保もして、安全も確保する方向で、両立をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 確かに、熊も生きるために必死だと思いますけれども、やはり熊が生息する地域、それから我々が生活する地域、それは完全に分けて、やっぱり熊が来ないような体制づくり、これはゾーニング管理を今後の課題としていろいろと考えて対応していってもらえればありがたいと思います。

特に、村民の安心・安全確保のためにも、熊被害を未然に防止する対応策、これを明確に村民に示しておく必要があると思います。また、何よりも人身の被害が起こらないように、創意工夫して対応していただきたいと思います。

熊の関係については、林勝美議員がいろいろと細かく質問していただいたので、私からは、熊の関係については以上で終わりとさせていただきます。

それから、次の2点目なんですけれども、県土木管轄等の沢や河川における樹木伐採を積極的に進める対応策について伺います。

本村は、五層の河岸段丘とも称される独特の地形をなしています。赤城高原の大地から

片品川に向けまして、多くの沢や河川が利根・片品川へ向け流れ下っております。その多くが県土木管轄と思われる沢で、過去に河川整備を進めてきた所です。

しかしながら、沢の中からアカシアや竹をはじめとした雑木が伸び放題となっています。地域によっては、その沢の脇は通学路になっている場所もありますが、樹木の伐採に至っていません。また、美しく雄大な景色が北面に見えていた店舗から、樹木が支障となり、景観を損ねているとの苦情もあります。

沢からの樹木は、道路にはみ出し道路交通に支障がない限り、伐採には至らないという話も聞き及んでいます。村を通して、沢の管理者である県土木へ対応をお願いしているところですが、なかなか進展しません。県土木管轄等の沢における樹木が繁茂している現状認識と伐採処理の早期実現を積極的に進めて、管轄を超えた対応を求めます。

村長の見解を伺います。

次に、片品川の河川整備等の要望に伴う進捗状況について伺います。

昨年9月議会の一般質問で、昭和中学校付近の河川整備で安全・安心の確保をとして、私から質問をさせていただきました。その回答として、地域住民の安全・安心を考え、不安をなくす対応は必要、浸水が想定される箇所改善の河川改修などは、国・県など関係各所と協議したいといった旨の答弁をいただきました。

その後、村長として、この件について国・県など関係各所と、どのような協議・対応を取ってこられたのか。また、河川改修の必要性について、改めて村長の見解を伺います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林栄一議員さんの県土木管轄等の沢や河川における樹木伐採を積極的に進める対応策についてのご質問にお答えいたします。

生い茂る雑木や竹、ツルなどは、沢や河川に限らず、時期になると、村内の至るところで道路交通や景観へ影響を及ぼしています。このうち、沼田土木事務所で管轄する道路や河川などの支障木処理の要望は、村からお願いをして県が対応しております。

河川においては、断面を大きく侵すような懸念がある場合や、隣接する道路等に大きく張り出し、交通に支障がある場所を優先的に対処していただいております。また、県は河川内の樹林や堆積土の状況についても、定期的に確認しており、ほかの地域とのバランス

も考慮して計画的に工事を行っており、今年度は、川額地内の沢沿いの木の伐採を行うと聞いております。

ご質問の管轄を超えた対応についてですが、それぞれの施設には管理者がおり、その管理者の費用負担によって適切に管理されていくことが原則であると思います。

村道など村が管理する施設を県の費用負担により維持管理していただいているのであれば、管轄を超えた対応もせざるを得ないかと思いますが、現在は、県がそのような対応をとっておりません。村では、限られた財源の中で、所有する多くの施設の管理を行っていかねばならず、その予算を割いて、県が管轄している施設の整備を村の負担によって積極的に進めていくことがよいことなのか、疑問に感じるところであります。

今後、沼田土木事務所で管轄する道路や河川などの支障木処理の要望などは、村からお願いをして、県に対応していただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、片品川の河川整備等の要望に伴う進捗状況ですが、今年の8月に沼田土木事務所にて昭和中付近の堤防のかさ上げ等の要望に行ってまいりました。片品川については、洪水等に安全に流すことができる最大の流量を指す流下能力は保たれているとのことで、今後、整備を必要とする群馬県策定の河川整備計画に改修計画は記されておられません。

しかしながら、沼田土木事務所では、定期的に片品川の環境整備を行っており、大型車両が頻繁に通行するワナーテック付近の堤防沿いの支障木の伐採や、最近では、糸井河原付近の河川整備を発注しておりますので、この事業において、昭和中学校付近の河川内整備の要望をしたいと考えております。

沼田土木事務所とは、県道の維持管理や緊急時の対応など、連携を密に図るとともに、引き続き、要望活動や情報提供をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 県土木管轄等の沢における樹木が繁茂している現状認識、それから伐採処理の早期実現を積極的に進めて管轄を超えた対応を求める件について、村長に答弁をいただきました。

今、いろいろな沢があるわけなんですけれども、結構、その沢にアカシヤ、あるいは竹、雑木が伸び放題になっているところもございます。そして、樹木が支障になって景観を損ねているという苦情もあるのも事実です。そういったことで、建設課を通していろいろ何とかしてほしいというふうなことでお願いもしているところなんですけれども、なかなか進展をしないというふうな状況がございます。アカシヤなどの雑木については、非常にすぐ大きく成長する。手に負えなくなってしまう。できるだけ木が小さいうちに伐採処理ができるようにしてほしいなど。我々も何かできる作業についてはしていきたいと思いますが、手に負えないというところもあるのも事実でございます。

また、そうした中での管轄を超えた対応についてということで、お願いというか質問をしたわけなんですけれども、答弁のとおりかなというふうに思います。村民は、ただ、どこの管轄かとかそういうのはあまり関係なく、その場所、環境が早く整備されればいいというふうに思っている部分もあるわけなんですけれども、今後引き続き、土木と協議を、いろいろ要望が出たら、いろいろと対応をしていただきたいというふうに強く思うわけなんですけれども、その辺の関係について、また再度、答弁お願いしたいと思います。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 小林 勉君発言〕

○建設課長（小林 勉君） 林議員の質問にお答えいたします。

先ほど来、回答していますけれども、県に要望等、情報提供をしながら繋いで、できるものからということでご検討していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 現状、本当に何とかしてもらいたいというふうなところがございます。非常に大きくなってからではないと処理してくれないというふうな考え方が、ここに答弁としてあったんですけれども、できるだけ、あまり大きくなって処理ということではなくて、できるだけ支障が来している部分については早めに処理をしていただきたいというふうに思います。

それから、片品川の河川整備の要望に伴う進捗状況ということで答えをいただきました。今年の8月に沼田土木事務所に昭和の中付近の堤防のかさ上げ等の要望もしていただいたと

ということなんですけれども、その結果とすると、片品川については、洪水時に安全に流すことができる最大の流量を示す流下能力は保たれているというふうなことだというふうな、今、お話があったんですけれども、この辺のところはそれでいいのかどうか、ちょっとその辺のことを再度確認させていただきたいと思います。

○議長（永井一行君） 建設課長。

〔建設課長 小林 勉君発言〕

○建設課長（小林 勉君） 先ほどの林議員の質問にお答えします。

先ほどの質問なんですけれども、一応、県の土木事務所に確認をいたしまして、一応、計画等に載っていないということで、その理由について確認をしたところ、先ほど来の回答となりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 昭和中付近、片品川なんですけれども、防災マップの中で、やはりピンク色に塗られているわけですね。ですから、その辺のところ非常に気にかかるんですね。前にもお話をさせていただいたんですけれども、片品川沿いの三ツ谷地区については、過去昭和22年9月にカスリーン台風があつて、そのとき被害があつたというふうなことなんですけれども、水害が起きたところでもありますけれども、その後、ダムが造られまして、関越道の建設に伴って、大量の残土を運び込んで、かさ上げをして、大規模な河川整備を経て、青少年広場となり、また昭和中が建設されて、さらに多くの糸井、それから三ツ谷地区の住民が汚水処理をする農業集落排水処理施設があり、三ツ谷地区住民が生活する極めて重要な場所だというふうに思っております。まだ、そうした中で、ピンク色で浸水区域指定となつたままですので、このまま放置しておいていいのかどうかということをおもうわけです。そういった中で、住民の不安解消をしてもらいたいというふうなところでございます。

対岸の沼田市側にも利根中央病院がありますけれども、沼田市へも必要なら働きかけて、ピンク色の浸水区域指定、このまま表示されている状況ではやはり困るわけで、その辺のところの河川の防災を含めて関係機関とか専門家を招いて、本当に危険な場所なのかどうか、この辺の話をお聞きする機会を設けていただければありがたいなと思うんですけれども、ど

うでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 林議員にお答えいたします。

先ほど、片品川の河川関係につきましては、河川局の局長が見えるたびに、私のほうも片品川の伐採とか、あと土砂も相当堆積していますので、その辺のところの整備も含めて、毎回毎回来るたびにお願いをしております。

ただ、先ほどお話あったように、県としても順番があるということなのですが、ただ、どうもこの北の地区については、河川整備が非常に遅れていまして、この間やっと、さっき回答させていただきましたワーナーテックのところの伐採がやっと終わったところですね。ですから、堤防を全てコンクリートにしてもらえば一番いいんですが、そういった形も、一応、所長にはお願いしているんですけども、いつになるかということにははっきり言えませんが、しつこく、何回も所長のほうにお願いするしかないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 林栄一君。

〔3番 林 栄一君発言〕

○3番（林 栄一君） 非常に重要な場所だと思います。今回でも昭和中学校付近の河川整備の要望をしたいというふうな答えもあったんですけども、大変重要な場所ですので、河川改修、それから片品川の樹木の伐採含めて計画的にその辺のところをやっていただいたり、住民の安全・安心を考えて、不安をなくす対応をぜひとも高橋村長、頑張って、いろいろな機会を通して、沼田市との、場合によっては連携とかそういうのも含めて対応していただければありがたいと思います。よろしいでしょうか。じゃ、よろしく願いします。

私のほうでは、ちょっとまとまらない一般質問になってしまったわけなんですけれども、以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

3時ちょうどに再開いたしますのでよろしくお願いします。

午後 2時50分休憩

午後 3時00分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（永井一行君） 次に、1番議員、堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 1番議員、堤でございます。

さて、さきに通告いたしました昭和村の土地利用の方針についての質問です。

土地利用の方針は、むらづくりの基盤をなす大変重要な施策であり、本村のこれまでの総合計画に位置づけられていました。昭和村第3次総合計画、4次総合計画、5次総合計画と脈々と受け継がれてきた今日の昭和村の発展、開発にとっての重要な指針であり続けた、まさに村づくりの基盤であり、中核的な施策であるという認識です。

第3次総合計画では、冒頭で、第3次総合計画では、農業の新展開と住環境を中心とした土地の有効利用、環境問題、高齢化社会に向けた福祉医療施設の充実、温泉や各種の開発事業の有効利活用を考えるとともに述べ、総論のほかに計画の基本目標等を示す基本構想、基本目標を実現するためのテーマ事業とあり、基本構想を明確にして位置づけています。基本構想の土地利用の項目には、従来の農業立村政策を、次の村土地利用の基本的姿勢を遵守しながら、実情に合わせて軌道修正していく。基本的姿勢1、環境保全と開発の融和。基本的姿勢2、農用地と他目的利用地の均衡。この基本的姿勢を具体的に示すために村土地利用計画の策定見直しを行い、次の利用ゾーンを明確にし、乱開発を防ぐと同時に、必要な開発、整備を積極的に進める枠組みを確定する。関連する要綱、条例類を整備して、合目的な土地利用の誘導を図っていくものとするあり、利用ゾーンを示しています。農業ゾーン、森林ゾーン、開発ゾーン、村内交流市場ゾーン、住宅ゾーンを示しています。キーワードとして、「合目的な土地利用と利用ゾーン」が浮き上がってきます。また、3次総合計画の将来イメージのイラストや土地利用ゾーンの図は、土地利用の面か

ら見た昭和村の姿を描いており、現在の礎の感があります。このような図が示されていたというふうに思います。

続く第4次総合計画では、冒頭で、厳しさを増す社会情勢の中ですが、合併問題については自主、自立の道を歩むことが決定しており、今後、本村の特色である美しい自然や先人が築いた伝統文化、この風土から生まれる特産物を生かしながら、村民が日々の生活の中に豊かさを感じ、昭和村に愛着と誇りの持てる住みよい村づくりを進めていかなければなりませんと記されています。これらを踏まえ、昭和村の土地利用の方針に関して、基本構想第6章、土地利用構想と項立てし、現状と課題では、今後の土地利用の課題は、優良農用地の適正な確保と農業振興地域見直しによる農用不適地の住宅転用の促進、国有林の農地への転用、宅地誘導地域の計画的な指定、森林をはじめとする自然環境や景観の保全、整備などですとあり、これらの開発、整備、保全、活用にあたっては、公共の福祉に従った土地利用、環境共生型の土地利用の創造を基本理念とし、国土利用計画法と関連する土地利用関係法（森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律等）の下に、総合計画、国土利用計画、農業振興地域整備計画などに基づいて、総合的かつ計画的な土地利用を図りますと結んでいます。

基本施策では、5つのゾーンが示されています。

1、森林ゾーンの保全と活用。村民や来村者と協力しながら国土保全や水源かん養、野生物の生息環境、保健休養、うるおいのある景観形成など公益的な機能を持つ森林ゾーンの保全、整備を図ります。特に、河岸段丘から赤城高原に続く斜面緑地（河岸段丘ベルト）については、防災、景観、生活環境上、貴重であるため保全を図りますとあります。以下、農業ゾーンの保全と活用、集落ゾーンの整備、（4）工業ゾーン、（5）赤城高原ゾーンと示され、5つのゾーンの利用方法の概要を示しています。キーワードとして、「5つのゾーン」が明確に浮き上がってきます。優良農地に隣接する国有林の農地への転用、下水道の整備、美しい桜並木、千年の森、農産物直売所旬采館など、今日、その恩恵を受けているのではないのでしょうか。

第5次総合計画では、冒頭で、第3次総合計画については、昭和インターチェンジ、望郷ライン、工業団地の整備と農地の基盤整備、福祉センター、デイサービス、保育園の整備等、産業基盤と生活環境の充実を進めてきたこと。第4次総合計画では、野菜産地とし

での発展、食生活の創造と交流の促進を目指し、村民にとって暮らしやすく、村外者が訪れ、住んでみたくなるむらづくりを進め、道の駅めぐり一む昭和のオープン、日本で最も美しい村連合への加盟等、農業を基盤とした観光、交流、景観への意識改革への取組を進めてきたこと。第3次総合計画と第4次総合計画、20年の具体的な取組を示し、具象的な事例を挙げ、それらの成果を評価しています。

これらを踏まえ、第5次総合計画では今までの取組を検証し、住民の意識を基本として、今までの施策や基本方針を継承しつつも、さらに発展させていく視点に立ち、首都圏近郊に位置し、優れた自然を生かした美しい村等、以下省略いたしますが、4つの視点を示し、ソフト面を充実した基本計画と具体的な実施計画を定め、変化に対応する取組を進めてまいりますと示しています。計画では、土地利用の基本方針を項立て、これからのむらづくりに当たって形成すべき望ましい地域構造は、基本的には、豊かな緑に囲まれた中で、コンパクトに都市機能が整備された中心地と、これを起点として全体的にネットワーク化された道路、交通体系を有する生活自立の村と表しています。キーワードとして「コンパクト」が浮かび上がってきます。この基本的考えを踏まえ、本村における土地利用の基本目標を7点示しています。

続く、土地利用の方向では、第4次総合計画の5つのゾーンを踏襲しつつも、冒頭で、今までの施策や基本方針を継承しつつも、さらに発展させていく視点に立ちと述べられているように、第4次の工業ゾーンを第5次では工業・新エネルギーゾーンとし、適地に太陽光発電などの新エネルギー産業の誘致を図りますとし、さらに発展させている点は注目すべき点であると思われまます。

今回、第6次総合計画を精査いたしました。総論的あるいは全体構想的な部分において土地利用の基本的な構想等が私には見えてまいりませんでした。土地利用について大転換があるのかとも推察いたしました。

そこで、村長にお伺いいたします。

①第6次総合計画の10年間の総論的な点で、土地利用の基本的な構想、土地利用の方向等を項立てなかった意図をお聞かせください。

②本村の土地利用の基本的な方針について、大転換等していくのでしょうか、あるいは従来の方針を基本的には踏襲していくのでしょうか、お聞かせください。

また、土地利用の方針は大変重みがありますので、第6次総合計画同様にきちんとした形で村民に示すといった意味合いも含めて、議会にご提案いただけるのでしょうか。ご答弁お願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 堤宏康議員さんの土地利用の方針についてのご質問にお答えいたします。

まず、①第6次総合計画において、土地利用の基本的な構想、土地利用の方向等を項立てしなかった意図につきましては、近年、他自治体の総合計画でも土地利用の記載を省略し簡潔にする傾向にあることや、土地利用の詳細な方向性を記載した場合、特に住宅の位置など住民個々の利害に関わる部分で住民感情にマイナスの影響を与えるおそれがあることを考慮したこと、また、本村の基本的な土地利用の方向性は、これまでの取組によりある程度定着し、共有されていることが考えられることから、第6次総合計画においては方針を掲げなかったものであります。

次に、②の本村の土地利用の基本的な方針につきましては、従前の計画で掲げている土地利用の方針を踏襲し、従前のゾーニングに基づいて適正に土地利用を進めていくことといたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ご答弁ありがとうございました。

本年3月定例会本会議において第6次総合計画が可決、議会に諮っていただいて可決しているわけですが、細かな部分での基本構想や第3期総合戦略等の中には土地利用の基本的な構想的な部分がちらちらとこぼれ見えるのですが、総論的なものとしての記述が見られなかったので質問いたしました。

第5次総合計画は、2015年から2024年の計画で一区切りとなっているという私は理解です。むらづくりにとって重要な施策を簡略化して明記しなくていいのかといった疑問も浮かんでくるわけです。これまでの土地利用について、繰り返しになるかもしれませんが、第3次総合計画では合目的土地利用、第4次総合計画では5つのゾーニング、そして第5

次での第4次総合計画を踏まえたコンパクトと、コンパクトな都市機能を備えた時代、実情に合わせ修正、追加されながらも、大きな部分では受け継がれてきたことを感じます。また、基本的にこれまでの総合計画を踏襲するといったことであれば、現状を踏まえ、修正、加筆する必要があるかと思えます。私は、今後、人口減少等、財政基金残高の減少が本村は見込まれてきますので、土地利用の基本方針の視点として、集中と選択がこれからキーワードになってくるのではないかというふうに思っています。

村長は、これまでの踏襲ということ、また適正に土地利用を進めていくといったご答弁ですが、見直し、また修正、加筆等必要と思えますが、現状、どのような視点で第6次総合計画の土地利用の基本方針の修正、加筆等をお考えでしょうか。村長、お聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） 先ほどの堤議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回、基本構想、土地利用の方針につきましては、第3次総合計画から第5次計画の間掲載がございまして、それぞれに土地のゾーニングを図ってまいりました。経緯としましては、当時の開発だったヒューマン・グリーン・プランであったり、昭和インターチェンジ、また設置、そして伴いまして、関谷工業団地の設置、また、近くでは道の駅などの計画がございましたので、それを位置づけるためのゾーニングということで、経緯ということでございました。

しかしながら、ご質問であります、ここ数十年同じ形態のゾーニングということで、ゾーンとなってきたことから、村長の答弁にもございましたとおり、今回の掲載には掲載がなかったということになっております。

しかしながら、今回、第6次総合計画が令和7年から16年の10年間になります。前期が7年度から11年度としておりますので、この前期の計画でまた新たに計画等が必要になった場合につきましては、後期の計画にまたその部分を追加して、改めてその計画をつくっていくことも可能ですので、その辺につきましては、もう少々お時間をいただきながら検討していきたいと思っております。

なお、今回、特に農業ゾーンのところの部分がありましたが、こちらが、基本的には農

業ゾーンの中にも住宅、行政区も入っていたりとか、ちょっと住民感情ということで質問にも、回答書のほうにもあったかと思いますが、その辺のところを重視しながら、今回この部分を少し、従前の第5次の計画がございましたので、その計画に沿った形で進めていくということによってこのような形を取らせていただきました。

しかしながら、2次、3次、4次が全てなくなるわけではございませんので、今までのゾーンとしたもの、各7つ、5つのゾーニングというのはベースとして、昭和村は大変重要なものがございますので、こちらのベースにつきましてはこのベースのまま進めていくということをお願いしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ご答弁ありがとうございます。

確認なんですけど、これまで取り組んできた5つのゾーニング、それをベースに今後でも取り組んでいくといった理解でよろしいでしょうか、確認させてください。

○議長（永井一行君） 企画課長。

〔企画課長 加藤繁範君発言〕

○企画課長（加藤繁範君） おっしゃるとおり、第5次まではしっかりとゾーニングができていますので、これをベースに、基本に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ぜひ、ということであれば、細かな点で少し、修正、追加ですか、時代に合わせて必要かと思っておりますので、明文化していただきたかったかなというのが、思いがあります。

また、第5次総合計画書にこの役場庁舎が新調されたわけですが、第5次総合計画の土地利用の基本方針を遵守し、集落ゾーンに建設されたというふうに私は理解しています。第6次総合計画の土地利用の方針を明記、明確にし、引き続き計画的なむらづくりを進めていただきたいというふうに思っています。

そこで村長にお伺いしたいんですが、村長は土地利用の方針の重要性について、どのような見解をお持ちでしょうか、お伺いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 堤宏康議員の質問にお答えいたします。

土地利用につきましては、非常に重要なことであると考えております。農業立村の昭和村でございますので、農業が主体となるゾーンといいますか、そういったものは必ず確保しなきゃいけない。また、これからさらに土地利用を拡大できるような方法も考えていかなきゃいけないわけですが、そんな中で、先ほど課長のほうからもちょっとお話がありましたけれども、第6次総合計画にはゾーンが入っていないということでご質問があったわけですが、総合計画も見直し見直しをしていきながら進めていくということが原則でございます。ですから、そのときの状況に合わせて変えていく必要は当然あると思いますので、それは確実に検証しながら進めていくということだと思います。

以上です。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ご答弁ありがとうございました。

見直しながら、状況に合わせて進めていくといったご答弁かなというふうに理解いたしました。今回10年スパンの計画を立てているわけでありまして、私の思いとしては、ぜひ、議会人の立場として、この総合計画の概要について、賛成はしているんですけども、お願いとして、総合計画における土地利用の基本方針等を明文化し、できましたら追加として3月の議会等に出していただいて住民に示していく、そういったことが高橋村長が常々おっしゃっている住民主体の村政のあるべき姿というふうに私は思います。提案いただきますよう重ねてお願いして、3月の議会に期待しております。村長、いかがでしょうか。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 3月の議会にということでございますけれども、第6次総合計画において、しっかりと協議を練ってつくったものでございます。ですから、そういった形でつくったものを検証しながら、変えていくべきところは変えていくという形になろうかと思っておりますので、そこはもう一度協議をしっかりとしていきたいというふうに考えています。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 追加を明確にし、明記しないとといった、私、ご答弁ということでよろしいでしょうか。今回、追加という意味合いは、第6次総合計画の中にこれが載っていないだったので、新たに追加というんですか、して示していただきたいというふうに私はお願いしたわけなんです。そのことを、今の村長のご答弁ですと、明確にし、追加という形で議会にはどうか、示していただけないというような理解で私はしたんですけれども。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 追加をしないということではございません。あくまでしっかりとした中で第6次総合計画はつくっておりますので、その中で、必要とあらばこれは追加をしていくということは当然考えなきゃいけないし、状況が毎年毎年変わってくるわけですから、その中で、しっかりゾーニングしなきゃいけないということであれば、ゾーニングもきちっとしなきゃと思います。

以上です。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ちょっと何か、すぐには理解できないことなので、また精査していきたいと思いますが、いずれにいたしましても、言いたかったことは、土地利用の方針というのは大変重要なので、明確化というんですか、できれば明文化していただきたいなという思いが議会人としてあるということです。引き続き注視してまいりたいと思います。時間もありますので、次の質問に移りたいと思います。村長、ご答弁ありがとうございます。

ございました。

さて、次に通告いたしました学校問題についてです。

1つ目の質問です。

昨年9月の定例会で、旧建設委員会の解散に伴い、この問題につきましては新たな組織で取り組んでいくということでしょうかといった趣旨の質問をさせていただきました。村長の、内容については教育委員会の所管する協議会、当時は仮称なんです、のほうでしっかりと練って、いい方向に向けていってもらいたいといった趣旨のご答弁。また、協議会について、教育長より、協議会については教育委員会が主導で立ち上げていくという形になるので、その中で協議をやっていきます。あくまでも村長や議会に対する教育委員会からの報告ということで考えていますといった趣旨のご答弁をいただきました。そして、本年4月から昭和村統合小中学校推進協議会が発足いたしました。小野教育長を長とし、島田局長、吉澤参与を中心とした事務局職員、そして、また、お忙しい中、真摯にご協議くださった協議会推進委員の皆様のご協力もあり、周知のとおり、協議会の総意として義務教育学校といった報告がなされました。

そこで、村長にお聞きいたします。

協議会の総意として義務教育学校との教育長からの報告を受けて、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 堤宏康議員さんの協議会の総意として義務教育学校との教育長からの報告を受けてどのようなお考えでしょうかのご質問にお答えいたします。

去る11月6日に開催されました総合教育会議において、教育委員会より協議会としての考え方の説明がありました。内容としては、協議会の総意として義務教育学校が望ましいとのことでした。私としましては、協議会の報告を了解したところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。

なかなか村長のお考えを公式の場でお伺いすることができませんでしたので、あえてこの質問をいたしました。

学校問題について、昨年9月定例会議において、今後は、村長提案の下、議会の議決、同意を経て、最終決定、最終的な責任は村長が負い、執行していくことを確認しておきたいといった趣旨の質問を私はいたしました。そして、村長より、その決まりはきちっとつけていく、最終決済のほうはするといった力強いご答弁をいただきました。

また、学校設置条例案、管理予算案の提出は村長でございますから、村長のお考えをお聞きしたいということでお聞きいたしました。

また、了解というご答弁ですので、これで学校形態については大きな一つの区切りがついたのかなというふうに理解しております。これで安心して事務局も本案件に取り組むことができるのではないのでしょうか。ご答弁ありがとうございました。

さて、2つ目の質問です。

9月定例会において、第6次総合計画に基づき、統合小中学校建設の進捗状況の令和11年度目標100%に向けてのスケジュールをお聞きいたしました。教育長より、11年度の目標100%は厳しい状況にあるとご答弁いただきました。10月に議会全員協議会で配付されました第6回昭和村統合小中学校推進協議会の資料に今後の見込みとして令和13年度児童生徒数予想、学級数が示されていました。さらに詳しく、令和13年想定昭和村義務教育学校の予想学級数も示されていました。

そこで、教育長にお聞きいたします。

現状での目指す開校年度の想定についてお答えください。よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 堤宏康議員さんの、現状での目指す開校年度の想定についてのご質問にお答えをいたします。

さきの村長答弁のとおり、目指す学校制度として義務教育学校を協議会として決定し、総合教育会議にて村長に共有いただきました。

これを受け、去る11月18日に開催した第7回推進協議会では、村長に提案する基本構想の重要な内容である建物や候補地、いわゆるハード面の協議を本格的に開始しました。基

本構想では、統合小中学校の開校年度までの大まかなスケジュールについてお示しすることになりますので、推進協議会では令和13年度開校を目指すことを委員で共通理解し、協議を進めていくこととしております。

この開校年度までの大まかなスケジュールについては、9月から10月初旬にかけて行いました住民説明会の中でも多くの方からご質問をいただきました。その時点でお答えできた内容は、建設事業に着手してから最短で設計に2年、工事に2年程度、合わせて4年程度を要するのが一般的ですということだけを説明いたしました。

義務教育学校という柱ができた現在、基本構想の策定が現在からおよそ1年程度とし、令和8年度から起算して5年後を目安に統合小中学校を開校したいというものであります。これは目標年度であり、様々な要因により変わっていくこともあるかと考えられます。住民の皆様のご理解をいただきながら、丁寧かつ慎重に議論を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 教育長、詳しいご答弁をありがとうございます。

この問題に関しては、既にもうご承知なんでしょうけれども、子育て世代に限らず、住民の方々も大変関心の高い案件でございますので質問いたしました。また、現実的に考えて、開校を先延ばしにすれば、昨今の建設費の高騰等を考えますと、どんどん建設費の上昇が見込まれますので、ぜひ目標に向かって、大変な協議かと思いますが、進めていただきたいということをお願いしたいと思います。ご答弁ありがとうございます。

3つ目の質問です。候補地の選定についてお伺いいたします。

11月に議会全員協議会で第7回昭和村統合小中学校推進協議会の資料が配付されました。この資料の中に候補地の選定基準として7点の大項目が示され、さらに細かな観点も示されていました。

そこで、教育長にお聞きいたします。

これらの候補地の選定基準を基に、具体的に各候補地を点数化し、評価していくのでしょうか。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 堤宏康議員さんの候補地の選定基準を基に、具体的に各候補地を点数化し、評価していくのでしょうかのご質問にお答えをいたします。

前建設委員会における候補地の選定では、様々な機会に多くの方々からお叱りやご意見をいただきました。推進協議会では、こうした多様なご意見を踏まえ、施設整備の方針と候補地選定基準を設定し、より丁寧に透明性のある形で候補地案等の協議を進めてまいりたいと考えております。

候補地の点数化による評価につきましては、先ほど述べました施設整備の方針、候補地選定基準の項目を数値等で客観的に評価するためのシート等を用意して協議したいと考えていますが、その詳細は今後の推進協議会で協議する予定です。また、そうした評価シートの結果なども、例えば、ホームページや住民説明会での説明資料としてお示しすることもあると考えます。いずれにしても、住民の皆様のご理解を得られるよう、丁寧な協議をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） 謙虚かつ真摯なご答弁ありがとうございました。

引き続き慎重な協議をお願いしたいところなのですが、また場所ともなりますと住民の方々の、教育長のご答弁にもあったんですが、ご理解、ご協力も必要になってくるかというふうに思います。場合によっては、これは区長会ですとか、あるいは各種団体の意見を聞く場面ですとか、そういった場面で推進協議会のほうを拡大した形で設定していく、そういったようなお考えというのは現在お持ちでしょうか。教育長、お願いいたします。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 今のご質問にお答えをいたします。

区長様、あるいは区長会等のご意見をいただく機会というのは重要ではないかというのは、推進協議会でも話題となって出ました。ただ、毎行われる推進協議会のメンバーとして区長様をお呼びするのではなく、ある程度の推進協議会の意見等がまとまったときに区長さん代表、あるいは集まっていただけ区長さんに対してご意見を伺う機会を一度は

つくろうというところまでは話し合っております。それがいつになるか、どのような形態になるかについてはまだこれから先ということになりますので、いずれにしても、先ほど答弁の最後に申しあげました住民の方々のご理解を得ての一つの要素だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ご答弁ありがとうございました。

先ほどの3つ目の質問の答弁にもあったんですが、住民説明会、また場合によってはパブリックコメントを求めたりですとかというのがあるのかなというふうに推察しておりました。また、質問にお答えいただいたのは、場合によっては私のほうも質問したのは、場合によっては拡大、協議会、というような形で区長さんの意見を聞く場面があるかということで、そういった点で、教育長のほうから、ときにはそういった意見を聞く場面、意見集約する場面がありますよといったことで、確認なんですけど、よろしいでしょうか。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） お答えいたします。

推進協議会自体の委員さん等で確認をしてあることなんですけれども、その会議における議題、話題に対して、必要たる人については随時お願いをして、その意見をいただいたり、知識を共有したりというようなことも予定されておりますが、区長さんもその中の一人ということになるかと思っておりますけれども、そうした幅広い部分は推進協議会での協議の判断に委ねていくという形になります。よろしくお願いいたします。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございました。ぜひ、多くの方々の賛同が得られますよう、丁寧な取組のほうよろしくお願いいたします。

関連してなんですけど、第7回の協議会資料をいただきまして、第8章に、先ほど教育長のご答弁にもあったんですが、建設候補地と選定、検討方針という項目がございました。そのあたり、義務教育学校建設候補地については、村の現状や将来性を考慮し、地域の教

育環境の改善と効率性を重視しながら検討しますとありました。具体的には、候補地の選定基準、幾つかあるんですが、私が目を引いたのは③教育環境ということで、周辺に体育文化施設があり、教育活動が行いやすいか。⑦、これがすごいんです、むらづくりの視点ということで、将来性、建設された場合、学校周辺の産業や地域活動の発展が見込めるかが示されました。これは本当に目を引きました。

また、同資料の中には、第5次総合計画における土地利用の方針が示されていました。これらのことを勘案いたしますと、先ほど大きな1つ目の質問に合ったんですが、昭和村第6次総合計画での土地利用の基本的な構想、考え方を明確にして、その整合性を踏まえて協議を進めていくといったことが重要であるのではないかというふうに私は思うんです。その点に関しまして、教育長はどのように思われるでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（永井一行君） 教育長。

〔教育長 小野和好君発言〕

○教育長（小野和好君） 質問にお答えいたします。

先ほど来の答弁等で申し上げますように、施設設備の方針、それから工事の選定基準については、もちろん昭和村独自の色を出している部分もございますが、基本的には文科省等が出している様々な建設の視点を参考にして網羅しています。ですので、ご指摘の部分もあろうかと思いますが、体育館であるとか公共施設が近くにあるほうが便利というふうなものも指針に出ているわけです。事実上、子供たちが動いていく距離は長ければ長いほどバスで行かなきゃいけないとか、何らかのことが出てきます。だから、近いほうがいいというのは普通だなとは思いますが、それらの網羅する各項目については、やはり推進協議会としては、どこを最も昭和村として重要視していくかという重みづけというのが出てくるかと思えます。そういう意味で、様々な視点を皆さんで熟成しながら協議していくということで、先ほどの土地利用のゾーニングということについても、村の中で1つの学校をつくっていくことになりますので、当然重要な要素であるなというふうには認識しております。よろしく申し上げます。

○議長（永井一行君） 堤宏康君。

〔1番 堤 宏康君発言〕

○1番（堤 宏康君） ありがとうございます。ぜひとも大きな視点、今回盛り込まれ

ているわけですが、むらづくりの土地利用を踏まえ候補地の選定の協議が進みますようご期待申し上げます。

また、その具現化が村長の掲げる村の将来を担う子供たちが通いたいと思う学校をみんなで考え、つくりませんかの最適解ではなかろうかとも思っています。大変な困難が予想されますが、小野教育長の下、引き続き協議会におきまして、大命題の最適解をお願いいたします。

また、参与におかれましては、過日配付された資料の中に昭和村の学校に対する熱い思いが込められておりました。6月定例会における村長のご答弁から、参与の役割として、住民と教育委員会をつなぐ重要な架け橋的な役割を担うといったことも認識しています。ぜひとも、教育長、局長、参与、そしてまた職員、また推進協議会委員の皆さん、一丸となって運営をお願いし、子供たちにとって、村の将来を担う子供たちが通いたいと思う学校づくりをお願いしたいというふうに思います。引き続き注視してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で私の一般質問のほうを終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（永井一行君） お諮りいたします。

暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（永井一行君） 暫時休憩といたします。

3時55分再開にいたしますので、よろしく申し上げます。

午後 3時42分休憩

午後 3時55分再開

○議長（永井一行君） 休憩前に引き続き再開いたします。

○議長（永井一行君） 次に、10番議員、加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） さきの通告により一般質問を行います。

まず、過日、11月18日に大分県佐賀関市において発生した火災に遭われた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈りいたします。

それでは、質問に入ります。

大きく2項目に分けて質問したいと思います。

(1) 消防団活動について伺います。

当村の一分団から十分団まで、村民の生命、財産を守り、安心・安全の確保に日頃からご尽力いただいております団員各位に、まずもって深く敬意と感謝を申し上げます。また、村では各分団、消防自動車が今年度中に全てが更新され、新しくなります。これもひとえに当局のご理解をいただいた賜物であると思っております。

さて、若い世代の減少が続く中、新規団員の確保に向けて、各分団において苦慮している現状があると伺っております。

そこで、まず(1) 団員募集について。村として、特別な支援策を講じているのか伺います。村長、答弁をお願いします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員さんの消防団活動についてのご質問にお答えいたします。

(1) 新規団員の確保に向け、村として特別な支援策を講じているかについてですが、村の募集活動としては、消防団員募集のポスターや、のぼり旗の掲示、毎月広報しようわで各分団の方から消防団活動を紹介していただくことなどにより新入団員の募集につなげる取組を行っております。

加藤議員さんがおっしゃるように、人口減少に伴う若年層の減少などから、全国の状況と同様に、本村でも新規団員の確保が難しい状況が続いております。このような状況から、団員の減少に伴う消防力の低下が懸念されるため、村では令和4年度から機能別消防団員制度を導入し、減少する団員の活動を支援する取組を進め、消防力の低下を抑えていくこととしております。今後も、より効果的なPR方法を模索し、団員確保に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 令和4年度から機能別消防団員制度を導入し、減少する団員の活動を支援する取組を進めて消防力の低下を抑えていくこととしておりますということでございますが、どのような活動をしているのか、ご説明願いたいと思います。

○議長（永井一行君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美德君発言〕

○総務課長（堤 美德君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、消防団員なんですけれども、先ほどの答弁にもありましたように、やはり減少している中で、現在条例では287名の人数となっておりますけれども、10分団のうち7つの分団が欠員という状況で、今欠員が16名となっております。現在は271名の団員というところでございます。

先ほどの機能別なんですけれども、現在、6つの分団で機能別の団員がおりまして、現在18名というところで、これを合わせると287はクリアするかなというところであります。

機能別団員なんですけれども、活動範囲としましては、原則として所属分団の管轄地域での火災、災害等への出動というところであります。そのほか、消防団での点検等の行事とか訓練など基本消防団員が常時に行う活動には原則参加はしておりません。地元の火災というところですかね、そういうところでは活動していただいているというような状況であります。よろしく申し上げます。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 機能別消防団員に再度入団してもらって、地元の安全、安心のためにご尽力願っているということで、火災だとか災害が発生した場合は出動していただけるということでありまして、ぜひそれらの人たちにも相応の手当なり、いろいろな装備とございますか、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、（2）出動手当についてですが、総務省消防庁では団員1人当たりの年額報酬は3万6,500円、出動報酬の標準額は8,000円とされています。これに対して、村では年報酬及び出動手当をどのように取り扱っているのか伺います。よろしく申し上げます。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員さんの（２）消防団員の年額報酬と出動手当の取扱いについてのご質問にお答えをいたします。

本村の消防団員の団員報酬は、令和３年度より１万９,０００円から３万円に増額いたしました。現在の団員報酬額は国の基準に達しておりませんが、消防団と相談して決定しており、村の独自事業として支給している分団運営補助金を含めると団員１人当たりの金額は実質５万円を超えております。また、令和５年度には出動手当を１回１,５００円から１日につき４時間未満４,０００円、４時間以上８,０００円に増額するとともに、団員報酬及び出動手当の個人支給を開始し、消防団員の処遇改善を行っております。今後も円滑に消防団活動を行えるよう消防団と協議を重ね、処遇改善に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔１０番 加藤 生君発言〕

○１０番（加藤 生君） ３万６,５００円に３万円だということだと、消防庁の指示から見ると足りていないということだよね。先ほど総務課長が話をしてくれたように、２８７名が団員だということだから、それに掛けると金額が出るわけですが、今年度、各分団の消防自動車の投資が全部終わりますんで、ぜひそちらのほうに回していただいて、消防庁が言うように満額の額が昭和村では出してやっているんですよと言えるような体制にひとつお願いしたいと思っておりますけれども、もう一度、村長の決断をお願いいたします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員さんのご質問にお答えいたします。

確かに３万円で、３万６,５００円が消防庁の１人当たりの年額報酬ということでございますので、そういうところを含めまして、消防委員会等で図っていきながら協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔１０番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

総務課長だってそのくらいの理解はしていると思うんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に入りたいと思ひます。

（3）の準中型免許取得の補助についての質問をしたいと思います。

中型免許取得に対する補助制度があると承知していますが、補助内容、実際に利用している団員数、また周知方法はどのようなになっているのか伺ひます。よろしくお願ひします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員さんの（3）準中型免許取得補助についてのご質問にお答えをいたします。

まず、補助内容につきましては、令和6年度から補助金額を拡充し、消防団員が準中型自動車免許を取得する費用の全額を補助しております。

次に、実際に利用している団員数についてですが、令和6年度に1名、今年度は現時点で2名が補助金を活用して準中型自動車免許を取得しております。

次に、周知方法ですが、主に年度初めの分団長会議において各分団長へ制度の説明を行い、団員の利用を促しております。申請時においても、必要により個別の相談に応じ、スムーズに手続が済むよう対応しております。今後も団員誰もが消防自動車を運転できる体制を推進するため、制度の利用促進に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 自動車の免許の種別が細別されることによって生じた、消防自動車に乗れない団員の方が出てきたわけですが、それらの救済は全額を支援しているということで安心しました。これもひとえに村の安全、安心を守っていただくためであって、自信を持って消防団活動ができるようにしていただいたことは本当にありがたいと思っております。

次に、4番として、消防関係について、各分団の運営費、維持管理費については適切に各市町村で予算措置すべきとされています。村として、現在どのように措置し、今後どの

ように対応していくお考えがあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員さんの（４）各分団の運営費、維持管理費についてのご質問にお答えをいたします。

まず、運営費につきましては、分団運営補助金として団員１人当たり２万２,５００円を消防費に予算計上し、各分団に支給しております。

次に、維持管理費につきましても、消防費の中で、消防車両の維持費、各分団の詰所の光熱費や修繕料、土地や施設の借り上げ料などの経費を計上しております。

また、団員の活動服、編上靴、長靴、手袋、ヘルメット、はっぴなど団員が消防活動に必要な物は一式揃えており、破損や古くなった場合は新しい物をその都度支給しております。さらに、来年度には、消防団からの要望に応え、新たに夏用の活動服の整備を考えております。今後も消防団との協議を重ね、円滑に消防団活動を行えるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔１０番 加藤 生君発言〕

○１０番（加藤 生君） それぞれ消防団員の団員さんの古くなったものは新しく交換してやるという前向きな姿勢で、大変ありがたく思っております。

関連がありますので質問させていただくんですが、ポンプ操法競技について伺います。

ポンプ操法出場については、各分団の方々が大変なご努力で全国大会へ何回か私も連れて行っていただきましたけれども、それらが、新しい団員さんによりますと、大変ご負担になっているようなことがありますので、今後、ポンプ操法競技大会において、村長はどのような考え方を持っているのか、また総務課長もどのように考えているのか、併せて２人のご意見を伺いたいと思います。

○議長（永井一行君） 総務課長。

〔総務課長 堤 美徳君発言〕

○総務課長（堤 美徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

ポンプ操法ですけれども、令和元年までは毎年行ってきたところで、令和２年からちょ

っとコロナ禍で令和5年まで中止というところで、令和6年度、去年からまた始まったというところで、令和6年度から始まったんですけども、消防協会の利根沼田支部の理事会において、消防団員の負担軽減を考慮して、2年に一度の開催をするというところで昨年決まりまして、昨年実施して、今年は実施していない。県大会のある年にやるというような形で、郡も含めて1年おきですので、今までは5年に一度、順番で回ってきたんですけども、今隔年になったんで10年に一度、各分団に回っていくというような状況になっているかと思えます。

本村においても、ポンプ操法の中止というんですか、不参加というか、その辺の話が令和4年度中にちょっと分団長会議の中で議題に上がってきたというところであります。なんですけれども、一応本団等とも相談して、消防力維持のために各分団のできる範囲で参加をお願いしたいというようなところで各分団の承諾を、4年度のときに得られて、昨年から1年おきになったんですけども、参加をしたというところで、今後も一応、2年に一度なんですけれども、出場する予定ではおるんですけども、いろいろ各分団によっても事情があると思いますので、その辺は今後も、本団を含め、各分団とも、いろんな話が出てくると思うので、その都度また対応を考えていきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） それでは、加藤生議員の質問にお答えいたします。

先ほど総務課長のほうからも話があったんですが、コロナのときには中止ということだったんですけども、現状、前回のポンプ操法のとくに、やはりかなりけがをされた方がおりまして、保険等対応したんですけども、けがをするということは本業のほうにも影響が出るということで、家庭内においてもやはり相当大変なことじゃないかなと思っております。ですから、本当に、不参加ということはあまり考えたくはないんですけども、ただ、やはり技術力の向上といいますか、やっぱり本来の活動の目的がありますので、そのところはしっかりと維持していかなければいけないかなと思っているんですが、これは案ということで出たことがあるんですが、全体の中から選手を選んでいくという方法も一つの方法だということも分団長の中では言われる方もおられます。ですから、各分団に

任せてしまうと、どうしてもその分団の中から選手を選ぶということは非常に厳しい分団もありますので、そういったところも含めて、今後よく協議していかなければいけないかなと思います。

以上です。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 各分団の事情により柔軟的に考えてやっていただけたらよろしいんじゃないんですかということで、消防の技術力はやはり維持しながら、そういったチーム力といいますか、各分団の輪はやっぱり尊いと思いますんで、それらを保ちながら、あまり負担をかけないよという形で、消防団と協議していただいた中でやっていただければと思います。1項目めの質問は終わりたいと思います。

それでは、2項目めの農作物収穫残渣の取扱いについてお伺いしたいと思います。農作物収穫残渣の焼却品目の追加について伺いたいと思います。

まず、焼却対象となる農作物の品目についてですが、過日、村民向けに各戸へお知らせが配付されました。その内容によれば、コンニャク茎葉、アスパラ茎葉、ウド茎葉、雨よけトマトの茎葉の4品目が対象となっています。しかし、最近ではコンニャク価格の低迷により、これら以外にもナスやつる有インゲンなど収穫残渣の焼却を希望する声が多くあります。また、枝豆等の殻も焼却したいというようなことでもございました。県条例の見直しにより対象品目をさらに拡大できるよう望むところではありますが、村として農作物の焼却対象品目の増加をどのように考えているのか、また、今後どのように対応していくのか、村長、担当課長のお考えを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（永井一行君） 村長。

〔村長 高橋幸一郎君発言〕

○村長（高橋幸一郎君） 加藤生議員さんの農作物収穫残渣の焼却品目の追加についてのご質問にお答えいたします。

野外で廃棄物を焼却する、いわゆる野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び群馬県の生活環境を保全する条例により禁止されていますが、農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる燃焼行為であって、生活環境の保全上、支障が

生じ、または生ずるおそれがないと認められる燃焼行為は例外として認められています。

現在、村の基幹産業である農業の発展を図る観点から、主要農作物であるコンニャク芋、アスパラガス、ウド、トマトの4品目につきまして、葉枯病や茎枯病等の病害が認められる状況を踏まえ、運用を行っているところであります。

焼却品目の追加につきましては、農作物ごとに病虫害の発生状況や周辺環境への影響などを総合的に考慮する必要があり、今後、新たな作物において病虫害の発生が確認され、その抑制のために焼却が有効かつ必要と判断される場合には、関係機関とも連携の上、運用の可否について慎重に考えていきたいと思っております。引き続き、農業者の皆様の営農環境が確保されるよう、適切な病虫害対策を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 病虫害に対しての焼却はもちろんなんですが、肥料の3要素、窒素、リン酸、カリ、そのうち特にカリ分の補給については焼却灰が一番カリ分が有効に活用されるということで、県の農政部と渡り合ってこの4品目に決めてきました。県の農政部も最初は皆さんが答えたこの優等生の答え方と同じような答えしかしませんでした。それで、これを出したときに知事と議長、ときの議長が南波議長、吾妻の、南波さんのところには花いんげんがつくられていて、花いんげんの償却はどうしているんですかと聞いたら、俺んちのほうは全部燃しているぜと、こういう強いご支持をいただきましたんで、農政部に渡り合うときに、吾妻でよくてどうして利根で駄目なんだいという話に持って行ってこの4品目を認めてもらったわけですが、最終的には、一番最初に燃したかったのはアスパラガス。アスパラがもう本当に今つくる人が少なくなっちゃったんですが、昔はかなり農家の冬の換金作物として重要な作物だったんですが、野焼きは駄目だよと言われた時点でだんだん茎枯病が発生しちゃって、だんだんつukれない状況にまで行って、どうにもならなくなってから農政部にいった、農政部は環境省の肩を持って農家の味方をしないのかいと、こういうふうに言ったんだけど、農政部が農家のことを考えなくちゃ、考えてくれる人がいないじゃない、こういうふうに言ってきました。それと同じように、ぜひ産業課長も農家の肩を持っていただいて、いい農政をやっていただきたいと思っております。

これらをもう少し、病害虫が発生してからとか何とか言っているとナスも連作障害が嫌いです。トマトよりもナスのほうが連作が厳しいものがあると思います。ぜひ、それらを、茎葉が病気にならないうちに、発生しないうちに焼却処分、それが一番地球環境に優しいんではないかと思います。消毒をやって止めようとしてもなかなか止まるものではないと思います。ぜひ、これらを考え合わせた上で産業課長のお答えを聞かせていただきたいと思っています。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 真下伸夫君発言〕

○総務課長（真下伸夫君） 加藤生議員の農作物収穫残渣の焼却品目の追加についてのご質問にお答えいたします。

村長と同じ答弁になってしまいますが、野焼きにつきましては原則禁止とされていますが、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則第55条第5号で、農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる燃焼行為であって、生活環境の保全上支障が生じ、または生ずるおそれがないと認められる燃焼行為ということで、これが例外とされているところであります。

このようなことから、焼却品目の追加につきましては、村長も申しましたとおり、農作物ごとに病害虫の発生状況や周辺環境への影響などを総合的に考慮する必要があると考えております。農業者の方が、収穫残渣の焼却を希望する声があることは十分承知しております。ただし、やはり原則論としてやむを得ない特例ということから、新たな作物の追加につきましては、その作物について病害虫の発生が確認され、その抑制のために焼却が有効かつ必要かをよく調査、研究した上で、関係機関と調整してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） ぜひ一歩先んじて、病害虫が発生しない、予防農業。やっぱり病害虫を予防することが、発生してからの除去、これはもう大変なエネルギーを必要とします。発生する以前に抑えたい、それが農業者の気持ちだと思いますので、ぜひそれらを加味して対応していただければ、焼却が一番地球環境に優しいと思います。印刷物とかビ

ニール、それを燃すと環境負荷が大きいと思いますけれども、豆殻だとかそういったものは、昔は農家では囲炉裏で燃して次の粗朶（そだ）っていいですか、あれを燃しながら薪に火がついてだんだん暖かくなっていたような記憶が自分の子供の頃にはありましたけれども、ぜひそれらの木灰を使いながら、やっぱり農業は自然農業といいですか、リサイクルしながらやってきたのが前の農業。それが、だけれどもそんなことをやっていたんじゃ間に合わなくなったので金肥といいですか、それぞれの化学肥料を使うようになって増産増量してきたわけですが、それを踏まえて、またちょっと立ち止まると、やっぱりもう一度木灰を使いながらやっていく方法も一つのやり方かなと思ったんで、ぜひそれらを頭の隅におきながら、何かあったときには、県の人たちと渡り合うときは、病害虫だけでなく、やっぱりカリ分の補給として必要なんだよと説明していただければ大変ありがたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。もう一度、課長の答弁をお願いします。

○議長（永井一行君） 産業課長。

〔産業課長 真下伸夫君発言〕

○総務課長（真下伸夫君） ご意見として、農業の方からのご意見も十分承知しているんですけども、産業課の立場といたしましても、農業の味方である係も持ちながら、環境問題も持っている係でございますので、そちらの調整を取りながら検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（永井一行君） 加藤生君。

〔10番 加藤 生君発言〕

○10番（加藤 生君） 答弁ありがとうございました。

終わります。

○議長（永井一行君） これにて、本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（永井一行君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は4日午前9時に開きますから、ご参集願ひます。

本日は大変ご苦勞さまでした。

午後 4時25分散会